独立行政法人農業者年金基金の 令和3年度に係る業務の実績に関する評価書

> 厚生労働省 農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	る事項	
法人名	独立行政法人農業	者年金基金
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度(第4期)
	中期目標期間	平成30~令和4年度

2. 評価の実施者に	関する事項		
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 日向 彰
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 小野 俊樹
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官(調査分析・評価担当) 山田 航

3. 評価の実施に関する事項

8月1日:独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催

4. その他評価に関する重要事項

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。		(参考)本中期目標	期間における過年原	度の総合評定の状況	
(S, A, B, C, D)		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		В	В	В	В	
評価に至った理由	項目別評定は、重要な業務12項目のうち、2項目がa評定、10項目がb評定であり、またこのため、農林水産省の評価基準に基づき、大項目全てがB評定であり、大項目の点数を※2点(B)×5/9+2点(B)×1/9×4項目=2点 1.5点以上2.5点未満:B			とした。		

2. 法人全体に対する評	· 価
法人全体の評価	項目別評定においては、若い農業者の加入の増加に向け、より一層の加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における	主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	I の 3 の (1)「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」
課題、改善事項	令和4年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えながら、戦略的かつ効率的に取り組まれたい。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命	該当なし
令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)			評価年度			項目別	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	No	
I 国民に対して提供するサービスその他の業務	В	В	В	В		第1	P5
の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	В	В	В	А		第1-1	P5
(1)手続の迅速化(適用・収納関係)	b	b	b	S			P5
(2)被保険者資格の適切な管理	b ○重	b ○重	b ○重	a 〇重			P6
(3)保険料収納業務の円滑な実施	b	b	Ъ	b			P7
(4)過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b	b			P8
(5)手続の迅速化(給付関係)	b	b	a	a			Р9
(6)年金の受給漏れの防止	b ○重	b ○重	b ○重	a 〇重			P10
(7)受給資格のある者への適切な年金給付	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P11
(8)情報システム管理業務	b	b	b	a			P13
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	В	В	В	В		第1-2	P16
(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P16
(2)資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b	b			P17
(3)政策アセットミクスの検証・見直し	b	b	a	a			P17
(4)運用の透明性の確保	b	b	b	b			P18
(5)スチュワードシップ活動の実施	b	b	b	a			P19
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	В	В	В	В		第1-3	P22
(1)政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b ○重	c ○重	b ○重	b ○重			P22
(2)女性農業者の加入の拡大	b	a	a	a			P23
(3)加入推進活動の実施	b	a	a	b			P24
(4)加入推進活動の効果検証	b	b	b	b			P25
(5)ホームページ等による情報の提供	b	b	b	a			P26
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	В	В	В	В		第2	P28
1 業務改善の推進	В	В	В	В		第2-1	P28
2 電子化の推進	В	В	В	Α		第2-2	P30
(1)農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b	b			P31
(2)マイナンバーによる情報連携	b	b	b	a			P31
3 運営経費の抑制	В	В	В	В		第2-3	P33
(1)一般管理費及び事業費の削減	b	b	b	b			P33
(2)給与水準の適正化	b	b	b	b			P34
4 調達の合理化	В	В	В	В		第2-4	P36
5 組織体制の整備等	В	В	В	В		第2-5	P38
(1)組織体制の整備	b	b	b	b			P38
(2)働き方改革の推進	b	b	Ъ	b			P39

	中期計画(中期目標)			評価年度			項目別	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	No	
Ш	財務内容の改善に関する事項	В	В	В	В		第3	P40
	財務内容の改善に関する事項	В	В	В	В			P40
	(1)業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b	b			P40
	(2)決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b	b			P41
	(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b	b			P41
	(4)貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b	b			P41
	(5)長期借入金の適切な実施	a	a	a	a			P42
IV	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	В	В	В		第4	P43
	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金	В	В	В	В			P43
	計画							
	(1)支出削減の取組	b	b	b	b			P43
	(2)法人運営における資金の配分状況	b	b	b	b			P44
V	短期借入金の限度額	_	_	_	_		第5	P45
VI	その他業務運営に関する重要事項	В	В	В	В		第6	P46
	1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効	В	В	В	В		第6-1	P46
	率化に関する目標を含む。)							
	(1)方針	b	b	b	b			P46
	(2)人員に関する指標	b	b	b	b			P47
	2 積立金の処分に関する事項	В	В	В	В		第6-2	P48
	3 内部統制の充実・強化	В	В	В	В		第6-3	P50
	(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P50
	(2)コンプライアンスの推進	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P51
	(3)リスク管理の徹底	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P52
	(4)内部監査	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P52
	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化	В	В	В	В		第6-4	P53
	・徹底							
	(1)情報セキュリティ対策の推進	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P53
	(2)個人情報保護対策の推進	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P54
	(3)研修等の実施	b ○重	b ○重	b ○重	b ○重			P55
	5 情報公開の推進	В	В	В	В		第6-5	P56
	6 業務運営能力の向上等	В	В	В	В		第6-6	P57
	(1)研修の充実	b	b	b	b			P57
	(2)委託業務の質の向上	b	b	b	b			P58

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「〇」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

^{※2} 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ

-	2・ 工女 な 座 干 / /													
	①主要なアウトプット	(アウトカム)情	報						②主要なインプット情	青報(財務情報 及	なび人員に関す	る情報)		
	評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	標準処理期間内	提出された申出		99.87%	99.72%	94. 72%	100.00%		予算額 (千円)	180, 709, 907	195, 836, 708	183, 094, 532	178, 049, 134	
	処理割合	書等の97%以上												
	(適用・収納課)								決算額 (千円)	177, 929, 027	190, 035, 467	181, 502, 828	176, 020, 389	
									経常費用 (千円)	111, 978, 331	95, 013, 645	118, 541, 114	93, 271, 112	
									経常利益 (千円)	△4, 153, 135	5, 027, 942	△25, 906, 362	$\triangle 4, 491, 715$	
									行政コスト (千円)	97, 765, 244	95, 146, 152	118, 541, 384	93, 276, 589	
									従事人員数	38. 04	38. 04	38. 04	38. 04	
	標準処理期間内	提出された申出		98.08%	99. 22%	99. 27%	99.47%							
	処理割合	書等の98%以上												
	(給付課)													

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務	务実績・ 自己評	平価	主務大日	豆による評価
					業務	· 等 積		自己評価		
3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提						В	評定	В
供するサービスそ	供するサービスそ	供するサービスそ							3つの中項目	のうち、1項目がA
の他の業務の質の	の他の業務の質の	の他の業務の質の							定、2項目がB	評定であり、農林水
向上に関する事項	向上に関する目標	向上に関する目標							省の評価基準に	基づくウエイトを用
	を達成するためと	を達成するためと							て算出した結果	、「B」評定。
	るべき措置	るべき措置							※3点(A)×2/1	0+2点(B)×3/10+
									点(B)×5/10	=2.2点
									1.5点以上2.5	点未満:B
農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業						A	評定	A
									8つの小項目	のうち、1項目が s
									定、4項目が a	評定、3項目がb評
									であり、農林水	産省の評価基準に基
									くウエイトを用]いて算出した結果。
									「A」評定。	
									※4点(s)×1/9+	-3点(a)×2/9+3点(
									×1/9×3項目	+2点(b)×1/9×3項
									=2.7点	
									2. 5点以上3. 5.	点未満:A
1)被保険者資格の適	(1)被保険者資格の適	(1)被保険者資格の適	<主な定量的指標>	<主要な業務実績	貴 >			<評定と根拠>	評定	S
用及び収納関係業	用及び収納関係業	用及び収納関係業	• 標準処理期間内処理	① 都道府県段階	皆の業務受託機関担	旦当者を対象とした	た「令和3年度農	評定: s	標準処理期間	内の処理割合は、目標
務	務	務	割合。	業者年金業務研	研修会及び業務担	1当者会議」(令和	3年5月開催)	に 申出書等の処理状況の調査を年2回行	7%に対して、10	00%を達成している
ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化		おいて、制度~	の理解及び事務処	『理能力の向上を図	図るよう周知する	た い、調査した翌月にホームページで公表	とから、自己評	価の「s」評定が妥
被保険者資格	被保険者資格	被保険者資格	<その他の指標>	めの説明を行っ	った。			した。	であると認めら	れる。
の適用及び保険	の適用及び保険	の適用及び保険	・申出書等の処理状況					令和3年8月処理分及び令和4年2月		
料の収納に関す	料の収納に関す	料の収納に関す	の調査結果の公表。	② 提出のあった	上申出書等に係る様	票準処理期間 (30日	1) 内の処理割合は	、、処理分のいずれも標準処理期間内処理の		
る処理決定につ	る処理決定につ	る処理決定につ		令和3年8月9	処理分及び令和4	年2月処理分がレ	ずれも100.00%	と 割合が100%となり、目標の97%を超えた		
いて、標準処理期	いて、基金に届い	いて、基金に届い	<評価の視点>	なり、目標の9	7%を達成した。			ため下記の参考により s 評定とした。		
間内に処理を行	た申出書等の処	た申出書等の処	• 標準処理期間内処理							
うとともに、その	理を迅速に行う	理を迅速に行う	割合が97%以上とな	③ 標準処理期間	引内処理割合につい	いては、令和3年9	9月及び令和4年	3 (参考)		
処理状況につい	とともに、業務受	とともに、業務受	っているか。	月に、基金ホー	-ムページで公表	した。		目標97%(達成度合100%)から100%		
て、毎年度、定期	託機関における	託機関における	・処理状況の調査結果	:				までの間の実績を以下の区分に応じて評価		
的に公表する。	申出書等の記入	申出書等の記入	を計画どおり公表し	【処理月別標準処	L理期間内処理割合	}]	(単位:件、%)	s:処理割合100%		
	漏れの整備や添	漏れの整備や添	ているか。	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	a:処理割合98.5%以上100%未満		
	付書類の準備・取	付書類の準備・取		令和3年8月	200	200	100.00	b:処理割合97%以上98.5%未満		
	りまとめに時間	りまとめに時間		令和4年2月	500	500	100.00			
	を要することが	を要することが		計	700	700	100.00	 (評定区分)		
	- 2 , , , , , = = , , ,	- 2 , , 2 = - 7				I				

	る主な原因であ	る主な原因であ	T I	, 	上回る顕著な成果がある		
	ることを踏まえ、	ることを踏まえ、		'	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	業務受託機関担	業務受託機関担	 	'	上回る成果がある		
	当者を対象とす	当者を対象とす	 	'	b:取組は十分である		
	る研修会等にお	る研修会等にお	 	'	c:取組はやや不十分であり、改善を		
	いて、制度への理	いて、制度への理	 	'	要する		
	解及び事務処理	解及び事務処理	 	'	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
	能力の向上を図	能力の向上を図	 	'	な改善を要する		
	り、業務受託機関	り、業務受託機関	 	'			
	での処理の迅速	での処理の迅速	 	'			
	化に努める。	化に努めます。	 	'			
	これにより、提	これにより、提	 	'			
	出された申出書	出された申出書	! !	'			
	等については、そ	等については、そ	! !	'			
	の97%以上を標	の97%以上を標	! !	'			
	準処理期間内に	準処理期間内に	! !	'			
	処理することと	処理することと	! !	'			
	し、その結果につ	し、申出書等の処	! !	'			
	いて、毎年度、定	理状況の調査を	! !	'			
	期的に公表する。	8月と2月に行	! !	<u>'</u>			
	なお、不備が判	い、その結果を9	! !	'			
	明した申出書等	月と3月に公表	! !	'			
	については、補正	します。	! !	'			
	等が早急に行わ	なお、不備が判	! !	'			
	れるよう業務受	明した申出書等	! !	<u>'</u>			
	託機関へ迅速な	については、補正	! !	'			
	返戻等を行うと	等が早急に行わ	! !	'			
	ともに、適正な申	れるよう業務受	! !	'			
	出書等の提出が	託機関へ迅速な	! !	'			
	行われるよう指	返戻等を行うと	! !	'			
	導する。	ともに、適正な申	! !	<u>'</u>			
		出書等の提出が	! !	'			
		行われるよう指	! !	'			
		導します。	! !	'			
イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	a
の適切な管理	の適切な管理	の適切な管理	・不整合者の占める割	農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合	評定:a	国民年金被保険者	資格記録(国民年金)
国民年金被保	国民年金被保	国民年金被保	合。	性を図るため、令和3年4月及び10月に全ての被保険者及び待期者を対	被保険者資格記録の突合を年2回実施	1号被保険者、付加伊	保険料の納付) と年
険者資格記録と	険者資格記録と	険者資格記録と	! !	象に、両記録の突合を実施した。	し、不整合者に対して必要な申出書等の	回突合を行い、不整合	合となった被保険者
整合した被保険	整合した被保険	整合した被保険	<その他の指標>	この突合結果により、不整合となった被保険者等(以下「不整合者」	提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に	に対して、必要な申し	出書等を提出するよ
者資格記録に基	者資格記録に基	者資格記録に基	・農業者年金被保険者	という。)に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付	係る記録確認リストの業務受託機関への	通知するとともに、美	業務受託機関からの
づき、適切な年	づき、適切な年	づき、適切な年	記録と国民年金被保	し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、	送付、②不整合者に対する申出書等の提	導も促すことによっ	て、不整合者の占め
•	·	·			'	1	

金給付を行うた	金給付を行うた	金給付を行うた	険者資格記録との突	基金からもろ	不整合者に対して	、申出書等の提出を	と促すための通知を送付	出を促すための通知の送付、③国民年金	割合の目標0.7%以	下に対して、0.53%に
め、全ての加入	め、全ての加入	め、全ての加入	合の実施。	した。				付加保険料納付の義務を記載した重要事	その割合を大きく減	少させて、適正な被保
者及び待期者を	者及び待期者を	者及び待期者を	・突合の結果を踏まえ	また、令和	113年5月の業務	担当者会議や令和る	3年11~12月のブロック	項の説明・配付の徹底、④基金主催の会	険者資格記録に基づ	がく年金給付に繋げた
対象に、毎年度、	対象に、毎年度、	対象に、国民年	た適正な管理。	別業務担当者	皆会議等において.	、業務受託機関に対	けして重ねて不整合者に	議、業務受託機関主催の研修会等におけ	ため、自己評価の「	a」が妥当であると認
国民年金資格記	マイナンバーに	金資格記録の確		対する申出記	書等の提出の指導	を依頼した。		る周知、⑤従来の新規加入時に加えて、	められる。	
録の確認を定期	よる情報連携等	認を2回以上実	<評価の視点>					再加入時の重要事項の説明・配付の実施		
的に行い、不整	により国民年金	施します。	・突合を行ったか。	【令和34	年度不整合者の状	況】	(単位:人、%)	(令和4年1月から)等、粘り強く働き		
合が確認された	資格記録の確認	不整合が確認	・その結果、不整合と			不整合者数	不整合者の割合】	かけを行い、不整合者の占める割合が年		
者に対し、必要	を2回以上実施	された者には不	なった被保険者等に	突合月	突合対象者	当初	6ヶ月経過後	度計画の目標である0.7%以下を大きく		
な手続を遅滞な	する。	整合事由を通知	対し、必要な申出書	4月	70, 927	1, 176	376	下回る0.53%となったことから、a評定		
く行うよう働き	不整合が確認	し、資格記録の	等の提出を遅滞なく			[1.66]	[0.53]	とした。		
かける。	された者には不	訂正等に必要な	行うよう働きかけて	10月	70, 512	964	368			
	整合事由を通知	申出書等の提出	いるか。			[1.37]	[0.52]	(評定区分)		
	し、資格記録の	を遅滞なく行う		※8ヶ月紀	経過後(令和4年	4月)の不整合者数	女【不整合者の割合】	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	訂正等に必要な	よう働きかけま						上回る顕著な成果がある		
	申出書等の提出	す。		主な不整	そ合事由が、国民年	年金付加保険料記録	tがないことであること	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	を遅滞なく行う	また、業務受		から、業務気	受託機関に対して	、国民年金付加保險	食料納付の届出が必要で	上回る成果がある		
	よう働きかける	託機関に不整合		あることを記	記載した「農業者生	手金に関する重要事	項のご案内」について、	b:取組は十分である		
	とともに、業務	が確認された者		加入申込者~	への説明及び配付	を徹底するとともに	工、国民年金付加保険料	c:取組はやや不十分であり、改善を		
	受託機関に不整	の不整合記録を		納付の届出の	の指導を行うよう	依頼した。		要する		
	合が確認された	掲載したリスト		また、加力	入申込書に、業務的	受託機関が加入申込	と者に対して重要事項の	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
	者の不整合記録	を送付し、業務		説明及び配ね	布を行ったことを ³	確認する欄を設け、	指導の徹底を図ってい	な改善を要する		
	を掲載したリス	受託機関からも		る。						
	トを送付し、業	該当者へ同様の		令和4年	1月から新規加入	時だけではなく、再	F加入時も業務受託機関	1		
	務受託機関から	働きかけがなさ		において重要	要事項の説明・配	付及び国民年金付加	口保険料納付の届出の指			
	も該当者へ同様	れるようにし、		導を行うこと	ととし、更なる指導	尊の徹底を図った。				
	の働きかけがな	これらの取組を								
	されるようにす	通じて、不整合								
	る。	者の占める割合								
	これらの取組	を0.7%以下と								
	を通じて、不整	します。								
	合者の占める割									
	合を0.7%以下									
	とする。									
ウ保険料収納業	ウ 保険料収納業	力 伊险料 加 类	<主な定量的指標>	<主要な業務	女宝结\			<評定と根拠>	評定	h
務の円滑な実施	務の円滑な実施	務の円滑な実施					「振替不能者」という。)			<u> </u> b 」評定が妥当である
保険料を円滑		保険料を円滑					「級督小能名」という。) と関にリストを送付し、			
かつ確実に収納								機関へ送付し、振替不能者への対応等を		
するため、口座			・口座振替不能者等の					依頼した。		
振替が不能とな			リストの送付及び指							
10X E V. L. HE C. Y	M 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	ラン・1 ジ 戸内 灰 〇 旧	0 00 125		110 D (C (S) F			I	J

った者につい	や口座振替停止	や口座振替停止		じた上で、該当者がいる業務受託機関ヘリストを送付し、当該務受託機		
て、該当者を業	該当者のリスト	該当者のリスト	・12回継続して口座振	関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開手続き	該当者への対応等を依頼した。	
務受託機関に提	を毎月業務受託	を毎月業務受託	替不能者のリスト作	等について指導するよう依頼した。	さらに、連続振替不能5回及び10回の	
示し、被保険者	機関に送付し、	機関に送付し、	成及び働きかけ依頼。	なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、	段階で、該当者に対してお知らせを送付	
に対する指導等	業務受託機関か	業務受託機関か	ı	該当者に対して、振替の勧奨のお知らせを送付した。	し、働きかけを行ったことから、b評定	.[
その原因に応じ	ら該当者への意	ら該当者への意	<評価の視点>	1	とした。	
た適切な対応が	向確認や相談対	向確認や相談対	・業務受託機関ヘリス	1	(評定区分)	
とられるよう働	応、必要な届出	応、必要な届出	トを送付しているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
きかけを行う。	等の指導がなさ	等の指導がなさ	・指導等の依頼を行っ	1	上回る顕著な成果がある	
また、一定期	れるようにする。	れるようにしま	ているか。	1	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
間継続して口座		す。	ı	1	上回る成果がある	
振替が不能とな	また、一定期		ı	1	b: 取組は十分である	
っている者につ	間継続して口座	また、12回継	ı	1	c:取組はやや不十分であり、改善を	
いて、被保険者	振替が不能とな	続して口座振替	ı	1	要する	
が意図しない口	っている者につ	が不能となって	ı	1	d: 取組はやや不十分であり、抜本的	,
座振替の防止を	いて、口座振替	いる者につい	ı	1	な改善を要する	
図るとともに、	停止の措置を講	て、口座振替停	ı	1	1	
業務受託機関を	じた上で、その	止の措置を講じ	ı	1	1	1
通じ被保険者に	者に対してその	た上で、その者	ı	1	1	
対する働きかけ	旨及び口座振替	に対してその旨	ı	1	1	
を行う。	の再開手続等を	及び口座振替の	ı	1	1	
	通知して、意図	再開手続等を通	ı	1	1	
	しない口座振替	知して、意図し	ı	1	1	
	の防止を図ると	ない口座振替の	ı	1	1	
	ともに、業務受	防止を図るとと	ı	1	1	
	託機関に定期的	もに、業務受託	ı	1	1	
	に口座振替停止	機関に口座振替		1	1	
	者のリストを送	停止者のリスト	ı	1	1	
	付し、業務受託	を送付し、業務	ı	1	1	
	機関からも働き	受託機関からも	ı	1	1	
	かけがなされる	働きかけがなさ	ı	1	1	
	ようにする。	れるようにしま		1	1	
		す。	ı	1	1	
エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	+	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
れた保険料の迅	れた保険料の迅	れた保険料の迅	_	保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
速かつ確実な還	速かつ確実な還	速かつ確実な還	ı	付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金	発生した過大納付の保険料について、	と認められる。
付	付	付	<その他の指標>	の発生通知及び請求書を送付した。	速やかに被保険者等に請求書等を送付す	
保険料納付後	保険料納付後	保険料納付後	・過大納付発生後の速	また、被保険者等から請求があったものついては、1週間以内に還付	るとともに、請求があったものについて	
に、資格の変更	に、資格の変更	に、資格の変更			は、1週間以内に還付処理を行ったこと	
や保険料額の変	や保険料額の変	や保険料額の変			から、b評定とした。	
更等により発生	更等により発生	更等により発生		'	1	

した過大納付の	した過大納付の	した過大納付の	<評価の視点>					(評定区分)		
保険料につい	保険料につい	保険料につい	過大納付発生後、速					s:取組は十分であり、かつ、目標を		
て、被保険者等	て、過大納付の	て、過大納付の	やかに被保険者等に					上回る顕著な成果がある		
からの請求に基	発生確認後速や	発生確認後速や	請求書を送付してい					a:取組は十分であり、かつ、目標を		
づき、迅速かつ	かに基金から被	かに基金から被	るか。					上回る成果がある		
確実に被保険者	保険者等に対し	保険者等に対し	・被保険者等からの請					b:取組は十分である		
等に対し、還付	て、還付金の発	て、還付金の発	求に基づき一週間以					c:取組はやや不十分であり、改善を		
処理を行う。	生通知と請求に	生通知と請求に	内で処理しているか。					要する		
	必要な請求書を	必要な請求書を						d:取組はやや不十分であり、抜本的		
	送付し、被保険	送付し、被保険						な改善を要する		
	者等からの請求	者等からの請求								
	に基づき、迅速	に基づき1週間								
	かつ確実に還付	以内に還付処理								
	処理を行う。	を行います。								
(2)年金等の給付業務	(2)年金等の給付業務	(2)年金等の給付業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定 a	
ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	•標準処理期間内処理	① 都道府県段階の	業務受託機関担	当者を対象とした	「令和3年度農業	評定: a	標準処理期間内の処理割合は	は、目標
年金及び死亡	年金及び死亡	年金及び死亡	割合。	者年金業務研修会	及び業務担当者	会議」(令和3年)	5月開催)等にお	お 都道府県段階の業務受託機関が主催す	98%を大きく上回り、99.47%を	を達成し
一時金の給付に	一時金の給付に	一時金の給付に		いて、事務遅延防	止を図るために、	、申請書等の複数。	人管理と管理者は	る研修会等において、農業者年金制度へ	ていることから、自己評価の	「a」評
係る裁定につい	係る裁定につい	係る裁定につい	<その他の指標>	よる進捗状況の把	握について、農	業委員会及び農業	協同組合に周知権	め の理解及び事務処理能力の向上を図り、	定が妥当と認められる。	
て、基金が定め	て、基金に届い	て、基金に届い	・申出書等の処理状況	底するよう依頼し	た。			業務受託機関における処理の迅速化に努		
る標準処理期間	た請求書等の処	た請求書等の処	の調査結果の公表。					めた結果、年金裁定請求書等の標準処理		
内に処理を行う	理を迅速に行う	理を迅速に行う		② 新型コロナウイ	ルス感染症の感		気からリモート は	期間内の処理割合は、年度計画の目標で		
とともに、その	とともに、業務	とともに、業務	<評価の視点>	より、都道府県段	階の業務受託機	関が主催する研修	会等において、基	ある98%を1ポイント以上上回った。		
処理状況につい	受託機関での請	受託機関での請	•標準処理期間内処理	金職員が講師を務	め、制度等の説	明を行った(開催	数:15道県、派遣	また、この結果を基金ホームページで		
て、毎年度、定		求書等の記入内	割合が 98%以上と	等した基金職員数	:30人)。			公表するとともに、標準処理期間内に処		
期的に公表す	容の確認や添付	容の確認や添付	なっているか。					理できなかったものについて、その原因		
る。	書類の準備に時	書類の準備に時	・処理状況の調査結果	③ 標準処理期間内	に処理できなか	った主な原因は、	青求書等の記入り	を把握し、改善に向けた対応を行ったこ		
	間を要すること	間を要すること	を計画どおり公表し	容の確認に時間を	要したことであ	ったため、研修会等	等で基金職員が第	だとから、a評定とした。		
	が手続が長期化	が手続が長期化	ているか。	務資料の記載例を	用いて請求書等	等の記入内容や添付	†書類について記	兑		
	する主な原因で	する主な原因で		明を行い、業務受	託機関における	処理の迅速化に努	めた。	(参考)		
	あることを踏ま	あることを踏ま						目標98%(達成度合100%)から100%		
	え、業務受託機	え、業務受託機		④ 提出された年金	裁定請求書等に	係る標準処理期間	(60日・75日) 💆	す。までの間の実績を以下の区分に応じて評価		
	関担当者を対象	関担当者を対象		の処理割合は、令	和3年8月処理	!分が99.36%、令種	114年2月処理分	s:処理割合100%		
	とする研修会等	とする研修会等		が99.57%であり、	、それぞれの結果	果を翌月(令和3年	F9月及び令和4	a: 処理割合99%以上100%未満		
	において、制度	において、制度		年3月)に基金ホ	ームページで公	表した。		b: 処理割合98%以上99%未満		
	への理解及び事	への理解及び事								
	務処理能力の向	務処理能力の向		【月別標準処理其	期間内の処理状況	兄】	(単位:件、%)	(評定区分)		
	上を図り、業務	上を図り、業務		処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	受託機関での処	受託機関での処		令和3年8月	2, 336	2, 321	99. 36	上回る顕著な成果がある		
	理の迅速化に努	理の迅速化に努		令和4年2月	2, 802	2, 790	99. 57	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	める。	めます。		計	5, 138	5, 111	99. 47	上回る成果がある		

	ſ	手続の迅速化	手続の迅速化							b:取組は十分である	ſ	
		に努めることに	に努めることに							c:取組はやや不十分であり、改善を	?	
		より、提出さた	より、提出され							要する		
		請求書等につい	た請求書等につ							d:取組はやや不十分であり、抜本的	<u></u>	
		ては、その98%	いては、その98							な改善を要する		
		以上を標準処理	%以上を標準処									
		期間内に処理す	理期間内に処理									
		ることとし、そ	することとし、									
		の結果につい	請求書等の処理									
		て、毎年度、定	状況の調査を8									
		期的に公表す	月と2月に行									
		る。	い、その結果に									
		なお、不備が	ついて、翌月の									
		判明した請求書	9月と3月に公									
		等については、	表します。									
		補正等が早急に	なお、不備が									
		行われるよう業	判明した請求書									
		務受託機関へ迅	等については、									
		速な返戻等を行	補正等が早急に									
		うとともに、適	行われるよう業									
		正な請求書等の	務受託機関へ迅									
		提出が行われる	速な返戻等を行									
		よう指導する。	うとともに、適									
			正な請求書等の									
			提出が行われる									
			よう指導しま									
_) F \ = \(\otimes \ot	, <u>+ </u>	す。		2) III) WAZE II A	. 				(AT et a.) Les lies \	新 中	
	イ年金の受給漏	イ 年金受給漏れ		<主な定量的指標>	<主要な業務実績		1 .4. 1 . 1. >	(+ HII + C	> 4 and and 11.1	<評定と根拠>	評定	a
	れの防止	の防止	の防止	_					うち、65歳の誕生! こてお字誌よの知!			び中期計画で予定さ
	受給権があるにもかかわら	年金の受給漏れ防止のため、	年金の受給漏 れ防止のため、	<その他の指標>	等を行い、速				して裁定請求の勧生	受 65歳の誕生日の1ヶ月前となる者や65 歳を超えても裁定請求していない者に対		
	ず、年金を受給	受給権が発生す	受給権が発生す		寺を110、迷*	でかる数定詞。	水音の使出る	と側さかり	/C ₀	放を超えても数定請水していない有にx		合開始時期を選択で
	するためには請	る者等に対し、	る者等に対し、	·	【関むわく受給権力	が発生する妻 ((65	- 目前)に交	サナス制将状の洋付	して、引き続き、速やかな裁定請求書の		裁定請求忘れの懸念
	求が必要である	65歳になる誕生	65歳になる誕	<証価の組占>	日月日かる人文が日本	ア元エッる名((00)成判廷 1 ク	/ /J HIJ/ (CA	(単位:件)			ガキの送付の頻度を
	を知らないため	日の1ヶ月前	生日の1ヶ月前		区分		4月 5月 (6月 7月		また、令和4年4月からの農業者老齢		合防止対策を強化を
	に年金給付を受	に、年金裁定請	に、必要な裁定				1)1 0)1	0)1 1)1	0)1 0)1	年金の受給開始時期の選択肢拡大の機会		
	けられないとい	求手続の方法を	請求手続の方法				228 200	214 170	179 194			別知や加入者向けの
	った事態が生じ	案内した文書を	を案内した文書		- / /4 114.5 [1	旧制度		1		を捉えて、案内ハガキの発出の頻度を上		
	ないよう、65歳	送付して裁定請	を送付して裁定				208 201	196 199	195 242	げるなど未受給防止対策を抜本的に強化		
	到達目前の者に	求の勧奨等を行	請求の勧奨等を			計						キの送付に当たり、
	裁定請求の勧奨	い、必要な裁定	行い、必要な裁				436 401	410 369	374 436	することとし、理事長通知を発出した。		
		1		I				l		ı	1	

等の通知を行	請求書の提出を	定請求書の提出										さらに、未受給防止対策の強化につい	テムの改修は、相	当の期間を要するこ
い、遅滞なく請	遅滞なく行うよ	を遅滞なく行う										て、業務受託機関向けの各種会議等にお	とが見込まれたこ	と等から、案内ハガ
求を行うよう働	う働きかける。	よう働きかけま		区分		10月	11月 12	月 1月	2月	3月	計	いて加入者への周知を依頼するととも	キの送付対象者の	抽出等のため、基金
きかけを行う。	また、既に受	す。		6 5 歳 到 達	新制度							に、加入者向けのパンフレットへの記載	職員自ら抽出ツー	ルを開発・整備し、
さらに、66歳を	給権が発生して	また、既に受		1ヶ月前の者		210	215 3	38 252	259	0	2, 459	など円滑な実施を図った。	当面の運用が行わ	かれるように対応さ
超えた長期未請	いるにもかかわ	給権が発生して			旧制度							加えて、制度改正に係るシステム改修	れた。	
求者に対しても	らず裁定請求を	いるにもかかわ				221	228 3	53 278	302	229	2,852	においては、システム構造が複雑化して	これらの取組を	総合的に勘案し、自
裁定請求の勧奨	行っていない者	らず裁定請求を			計							いるため相当の時間を要することが見込	己評価の「a」評	定が妥当と認められ
等の通知を行	に対しても、毎	行っていない者				431	443 6	91 530	561	229	5, 311		る。	
う。	年度、受給権が	に対しても、6		※新制度の3月	分は制度改正	Eによる	様式変更	を踏まえ	、令和	4年4	月	まれたこと等から、案内ハガキ等の対象		
	発生している旨	月に受給権が発		1日に225名に送付	寸した。							者の抽出等に係る部分のシステム改修に		
	とともに年金裁	生している旨と												
	定請求手続の方	ともに年金裁定		② 65歳を超え	ても裁定請え	求しない	い者 (86	5人(旧制	度:52	24人、	新制度	ついては、令和5年3月まで後ろ倒しす		
	法を案内した文	請求手続の方法		: 341人)) に対	対しても、令	介和3年	F6月に勧	助奨文書を	を送付	し、裁	定請求	ることとし、それまでの間の対応として、		
	書を送付して裁	を案内した文書		書の提出を働き	きかけた。							令和3年度中に基金職員が独自に抽出ツ		
	定請求の勧奨等	を送付して裁定												
	を行い、必要な	請求の勧奨等を		③ 制度改正に	より令和4年	年4月	から農業	者老齢年	主金の気	受給開	始時期	ールを開発し、抽出作業に着手した。		
	裁定請求書の提	行い、必要な裁		の選択肢が拡大	大(65歳到達	達→65歳	歲以上75歲	歳未満の間	間で請え	求又は	75歳到	以上のとおり、取組は十分であり、所		
	出を働きかけ	定請求書の提出		達。ただし60歳	歳以上で繰上	上げ請求	於が可能)	すること	とを踏っ	まえ、	法令に	期の目標を上回る成果が見込まれるた		
	る。	を働きかけます。		基づかない基	金独自の取締	組とし	て未受給	防止対策	ぎを抜2	本的に	強化す	め、a評定とした。		
				ることとし、記	青求すれば受	を給がす	可能な者に	こ対して、	60歳7	から74	歳まで	(評定区分)		
				1年おきに誕生	生月の1ヶ月	前に(従来は62	歳到達年	度に1	回限り)案内	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
				ハガキを送付っ	するとともに	こ、76歳	歳以降は領	年1回額	助奨ハ	ガキを	送付す	上回る成果がある		
				るよう、新規の	の理事長通知	旧を発し	出した。					a:取組は十分であり、かつ、目標を		
				また、当該ラ										
				日、7日の制度	き改正説明会	や令利	□3年11~	~12月のフ	ブロック	ク別業	務担当	b:取組は十分である		
				者会議等におい	ハて業務受討	・ 機関に	こ対して記	説明 し、力	II入者	への周	知を依	c:取組はやや不十分であり、改善を		
				頼するとともに	こ、受給開始	台時期ℓ	り選択肢の	の拡大に~	ついて、	、加入	者向け	要する		
				のパンフレッ	トに記載する	ることに	こより、F	円滑な対策	策の実	施を図	った。	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
				さらに、制度								な改善を要する		
				複雑化してい	るため相当の	の時間	を要する	ことが見	し込まれ	れたこ	と及び			
				法令に基づかれ	ない基金独自	自の取締	且である。	ことから、	. 案内/	ハガキ	等の対			
				象者の抽出に依	系る部分のシ	ノステム	ム改修に	ついては、	令和	5年3	月まで			
				後ろ倒しするこ	こととし、そ	これまで	での間のタ	対応として	て、令	和3年	度中に			
				基金職員が独国	自に抽出ツー	ールを閉	開発し、抽	出作業は	こ着手	した。				
ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ <	主な定量的指標>	<主要な業務実統	責>							<評定と根拠>	評定	b
る者への適切な	る者への適切な	る者への適切な	_	① 適切な年金約	合付のため、	令和3	3年5月に	こ受給権者	皆に対	して現	況届を			」評定が妥当である
年金給付	年金給付	年金給付		送付し、受給資	資格(生存、	経営理	再開等が7	ないこと)	の確認	認を行	った。	受給権者に対する現況届の送付による	と認められる。	
毎年度、支給	毎年度、現況	現況の確認が <	その他の指標>	なお、現況履	届未提出の防	ち止及て	ド受給資 権	各の確認に	こ資す	るため	、現況	受給資格の確認、経営移譲年金等受給者		
停止該当の有無	の確認が必要な	必要な受給権者	_								の提出	と経営所得安定対策等交付金申請者との		
や生存の確認を	受給権者に対し	に対し5月末に		の勧奨及び未抜	是出となって	こいる理	里由の確認	忍等を依頼	質した。			突合、再確認該当者のうち経営移譲等の		

定期的に行うと ともに、支給停 止及び失権に係 る事務を適格に 処理し、年金の 支給停止に該当 している者や失 権者に対し、長 期にわたって年 金が給付される ことを防止する 取組を行う。

現況届を送付し てその提出を求 め、経営移譲年 金等の支給停止 事由の該当の有 無や生存の確認 を定期的に行

う。 現況届未提出 者については一 覧表を農業委員 会へ送付し、提 出の勧奨・未提 出理由の調査を 行った後に、未 提出者への年金 の支払を差止め る。

給停止及び失権

に係る事務を適

確に処理する。

これらの取組

を通じて、年金

の支給停止事由

に該当している

者や失権者へ、

長期にわたって

また、国民年 また、国民年 金の受給権者情 金の受給権者情 報の確認を毎月 報の確認を毎月 行い、死亡が疑 行い、死亡が疑 われる受給権者 われる受給権者 に対する年金の に対する年金の 支払を保留する。 支払を保留する なお、支給停 とともに、一覧 止該当や失権が 表を農業委員会 確認された場合 へ送付し、死亡 には、支給停止 が確認された場 事由該当届や死 合の死亡届等の 亡関係届出書の 提出の勧奨を依 提出を求め、支 頼します。

> 止該当や死亡が 確認された場合 には、支給停止 事由該当届や死 亡関係届出書の 提出を求め、支 給停止及び失権 に係る事務を適

なお、支給停

現況届を送付し <評価の視点>

て、その提出を

求め、経営移譲

年金等の支給停

止事由の該当の

有無や生存の確

現況届の未提

出者については

一覧表を農業委

提出の勧奨・未

提出理由の調査

を行った後に、

未提出者への年

金の支払を11月

支払分より差止

めます。

員会へ送付し、

認を行います。

- ・受給権者に対して、 現況届を送付し、受 給資格の確認を行っ ているか。
- · 経営移譲年金等受給 権者と経営所得安定 対策等交付金申請者 を突合し、適切な年 金給付を行っている
- 情報から死亡が疑わ る支払を保留し、農 業委員会に死亡届等 の提出の勧奨を行っ たか。

それでもなお現況届等が未提出の受給権者については、11月以降の 相手方が後継者である受給権者に係る地 年金の支払いを差し止めた。

【現況届関係処理実績】

(令和4年3月末現在)

а	現況届送付	268, 332人
b	現況届等の提出者	267,616人
	提出率(b/a)	99.7%
С	現況届等の未提出者(a-b)	716人
d	未提出者一覧の送付(農業委員会)※1	1,182機関
е	11月支給分差止 ※2	1,851人

- ※1 未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付時点(8月23日)。 ・国民年金の受給権者 ※2 11月支給分差止者数は、11月定期支払い時点(11月10日)。
- れる受給権者に対す ② 令和3年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、令和 2年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、合致した61 名を現況届の再確認該当者一覧に取りまとめ、該当者のいる農業委員 会に送付した。

これを受け、農業委員会において、当該再確認該当者が実体を伴っ た経営移譲等を行っているかどうかの調査を行ったところ、交付金の 申請名義が錯誤であった者が51名、支給停止事由に該当する者が7名 であった。残る3名については、農業委員会において、現況届(確認 資料を含む。) 又は支給停止事由該当届等の届出の提出勧奨を行った。 なお、この調査では、交付金の申請名義以外に農業所得の申告名義

も確認しており、これまでは農業委員会から税務担当部局に受給者の 地方税情報を照会していたが、今年度からマイナンバーによる情報連 携を活用し、基金が農業委員会に代わり地方税情報を取得する取組を 始めた。

③ 国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給 権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ 一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。

方税関係情報の照会及び国民年金の受給 権者情報(死亡情報)の確認を行うなど、 適切な年金給付に努めたことから取組は 十分であり、b評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を 要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する

	年金が給付され	確に処理しま												
	ることを防止す	す。		【国民年金の受給権	者情報	の確認]		(単位	:人、	機関)			
	る。	これらの取組			4月	5月	6月	7月	8月	9月				
		を通じて、年金		支払保留人数	374	350	443	289	271	310				
		の支給停止事由		(死亡疑い等)										
		に該当している		確認依頼	276	255	298	216	198	222				
		者や失権者へ、		農業委員会										
		長期にわたって			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
		年金が給付され		支払保留人数	239	322	315	278	377	340	3, 908			
		ることを防止し		(死亡疑い等)										
		ます。		確認依頼	171	241	234	210	276	245	2,842			
				農業委員会										
(3)情報システム管理	(3)情報システム管理	(3)情報システム管理	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>								<評定と根拠>	評定	a
業務	業務	業務	_	① 農業者年金記録	:管理シ	/ステム	(以下	「シスラ	- ム」と	いう。)	の改修	評定:a	今期中期目標及	び中期計画で予定
農業者年金記録	農業者年金記録	農業者年金記録管		に当たっては、令	和4年	度からの	の制度改	女正に係	るシス	テム改作	多を優先	農業者年金記録管理システムの改修等	算れていなかった年	金制度改正による
管理システムの開	管理システムにつ	理システムについ	<その他の指標>	することとし、業	務受託	機関及	び基金内	7の要望	に対し	ては、氵	業務効率	に当たっては、システム利用者(業務等	業者年金記録管理	システムの改修等
発・改修等につい	いて、システム利用	て、システム利用者	_	化の観点を踏まえ	、必要	性及び	緊急度の)検討を	行った。	。検討の	の結果、	託機関等) からの改善要望や基金におり	† 当たり、システム	改修に相当の時間
て、必要性及び緊要	者からの改善要望	からの改善要望や基		業務受託機関から	の要望	星につい	ては、ど	(年度以	降に再	倹討する	ることと	る業務の効率化に資する内容を踏まえ、	要することが見込	まれたところ、
度の高いものから、	や基金における業	金における業務改善	<評価の視点>	し、それ以外の緊	急性の	高い改作	修案件に	こついて	、計画的	的に改作	多等を行	必要性及び緊急度の高いものから、計画	画 ①制度改正の内容	に応じた優先度に
計画的に開発・改修	務改善・電子化の推	・電子化の推進の検	·農業者年金記録管理	った。								的に改修等を行い、システムの利用によ	って、下限保険料	の引下げ及び受給
等を行い、インター	進の検討を踏まえ	討を踏まえて、必要	システムについて、	また、令和4年6	6月15日	日にInte	ernet E	xplorer	11のサ	ポート丼	朝限が到	る諸手続等の利便性の向上に取り組み	始時期の選択をフ	ェーズ1 (令和4
ネット等の電子情	て、必要性及び緊要	性及び緊要度の高い	受託機関及び基金に	来することから、	Micros	soft Edg	geのIE∄	[換モー	ドでの	システィ	ム稼働確	だ。さらに、Internet Explorer11のサス	ぱ 4月リリース) と	して、加入可能年
報ネットワークの	度の高いものから、	ものから、適切に開	おける改善要望や業	認を行い、令和4	年3月	にシスプ	テムのト	、ップペ	ージに打	操作マニ	ニュアル	ート期限到来の対応として、IE互換モー	- の引上げをフェー	ズ2(令和5年3
利用による諸手続	適切に優先順位付	発・改修等の優先順	務の効率化の観点を	を掲載することに	より、	業務受認	託機関に	こおける	諸手続の	の利便性	生の向上	ドでの操作マニュアルをシステムトップ	プリリース) として	改修工程を分割
等の利便性の向上	けを行った上で計	位付けを行います。	踏まえ、必要性及び	に取り組んだ。								ページに掲載して業務受託機関における	3 ②フェーズ2のリ	リースまでの間は
に取り組む。	画的に開発・改修等	その上で、基金、	緊要度の高いものか									諸手続の利便性の向上に取り組んだ。	サブシステムによ	り暫定的に運用
	を行い、インターネ	システム改修業者及	ら優先順位を付け、	② システム定例会	につい	ヽては、	システ、	ム運用・	保守業	者及び	CIO補佐	また、システム改修業者等との定例会	会 ③令和4年度に予	定していたサーバ
	ット等の電子情報	びCIO補佐官による	システムの計画的な	官出席の下、毎月	1 回開	催し、	システム	改修案	件の確認	認のほれ	か、シス	を毎月開催し、システムが安定的に稼働	動のリプレイスを1	年延長し令和5年
	ネットワークの利	システム定例会を毎	開発・改修等による	テム上の課題等に	ついて	情報共	有や意見	見交換を	行うな	ど、シン	ステムが	できるよう取り組んだ。	とするなどの工程	管理 (※)
	用による諸手続等	月開催して、システ	利便性の向上に取り	安定的に稼働でき	るよう	取り組ん	んだ。					さらに、次期システム更改については	、等の対応により、	年金制度改正の施
	の利便性の向上に	ムの計画的な開発・	組んだか。									現行システムの保守期限等を踏まえて植	食 までにシステムの	の運用が可能とな
	取り組む。	改修等を進め、イン		③ 次期システムの	更改に	ついてに	は、現行	テシステ	ムの保*	守期限等	等を踏ま	討を行い、次期システム更改までのロー	- た。	
	-	ターネット等の電子		えて検討を行い、	次期ミ	ンステム	の更改	までの	ロードっ	マップを	と作成し	ドマップを作成した。	また、②のサブ	`システムの運用に
		情報ネットワークの										加えて、現中期目標期間当初には想象		
		利用による諸手続等		,			,.,		. 2,	V- = -		していなかった令和4年に施行された年		
		の利便性の向上に取		(4) 現中期目標期間	当初に	こは想定	ぎしてい	なかっ	た令和4	4 年にカ	を行され	金制度改正に係るシステム改修は、シス		
		り組みます。										テム構造が複雑化しているため相当の関		
		また、2025年前後										間を要することが見込まれていたが、気		総合的に勘案し
		5.7.2.2010 干 同 区		791 HJ C GJ J /C //	~>u 1 - ✓	, . , · · ,	~ 公 个!	✓HI // ご	10 100	ᅩᄱᅩᄤ		INCX / SCCWOLLERANCY ICM / M		元 ロロバー的木 し、

ム(I Tシステムの

ステム構造が複雑化しているため、システム改修に相当の時間を要す 期間で計画的かつ着実に行い、サブシス 己評価の「a」評定が妥当であると認

ることが見込まれていた。一方、制度改正の施行日からの適切かつ円 テムを開発して暫定運用を可能にし、制 められる。

	老朽化・ブラックボ	滑な実施のため、早期のシステム改修が求められる中、業務運営に支	度施行後の業務を円滑に実施できるよう	※法人に対するヒアリング等により確
	ックス化等)の対応	障がないようにするニーズが高いと考えられる受給開始時期の拡大	にした。	受力 中心。
	が想定される中、現	及び保険料納付下限額の引下げを優先度が高いものとしてフェーズ	これらのことから、a評定とした。	
	行システムの保守	1 (令和4年3月リリース) の改修とし、加入可能年齢の引上げをフ		
	期限等を踏まえ、計	ェーズ2 (令和5年3月リリース) に工程を分けるとともに、PJMO	(評定区分)	
	画的に次期シス	(情報管理課等) のプロジェクト管理等の体制を構築することで、令	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	テム更改に向けた検	和5年3月までにシステム改修を完了する道筋を付けることができ	上回る顕著な成果がある	
	討を行います。	た。	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		また、システム改修が完了しない間においては、サブシステ	上回る成果がある	
		ムを開発して暫定運用を行うこととし、度重なる業務受託機関	b:取組は十分である	
		への説明・周知を行うことで、令和4年の制度施行日から業務	c:取組はやや不十分であり、改善を	
		受託機関及び基金における適切かつ円滑な業務実施が可能とな	要する	
		るよう措置した。	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
			な改善を要する	

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット	(アウトカム) 情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
								予算額(千円)	101, 165	109, 534	103, 111	104, 895	
								決算額(千円)	101, 920	96, 634	100, 897	103, 536	
								経常費用 (千円)	151, 190	6, 547, 636	2, 203, 073	2, 769, 630	
								経常利益(千円)	5, 925, 751	△4, 928, 266	24, 407, 340	4, 914, 594	
								行政コスト (千円)	△5, 824, 337	6, 566, 977	2, 203, 073	2, 769, 725	
								従事人員数	9.00	9.00	9.00	9. 00	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	H	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 年金資産の安全	2 年金資産の安全	2 年金資産の安全			В	評定 B
かつ効率的な運用	かつ効率的な運用	かつ効率的な運用				5つの小項目のうち、2項目がa言
						定、3項目がb評定であり、農林水風
						省の評価基準に基づくウエイトを月
						いて算出した結果、「B」評定。
						※3点(a)×3/9+3点(a)×1/9+2点
						(b)×3/9+2点(b)×1/9×2項目=
						2. 4点
						1. 5点以上2. 5点未満:B
年金資産は、将来	(1)基本方針に基づ	(1) 基本方針に基づ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
にわたって安定的	く安全かつ効率的	く安全かつ効率的	_	主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である
に年金及び一時金	な運用	な運用		理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」	年金給付等準備金運用の基本方針に	と認められる。
を給付していくた	年金資産の管理	年金資産の管理	<その他の指標>	という。) に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給	基づき安全かつ効率的に運用を行った。	
めの大切な財源で	・運用について	・運用について	・安全かつ効率的な管理	権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給	また、令和3年度においては、令和2	
あり、その運用の成	は、年金給付等準	は、年金給付等準	・運用。	権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵	年度に引き続き、被保険者ポートフォリ	
果が、個々の年金額	備金の運用に関す	備金の運用に関す		守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。	オ及び受給権者ポートフォリオのそれ	
や年金財政に直接	る基本方針に定め	る基本方針に定め	<評価の視点>		ぞれについて、基本方針に則り、採り得	
影響を及ぼすもの	る政策アセットミ	る政策アセットミ	• 年金給付等準備金運	① 被保険者ポートフォリオ	る最善の損失回避対策を適確に講じ、そ	
であることに留意	クスによる分散投	クス(年金資産の	用の基本方針に基づ	基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式に	の結果、各ポートフォリオ合わせて0.1	
し、年金資産を安全	資を行うととも	構成割合) による	き、運用しているか。	よる運用を行った。(令和4年3月末残高2,650億円(自家運用740億	億円程度の損失(基金による推計)を回	
かつ効率的に運用	に、当該基本方針	分散投資を行うと		円、外部運用1,910億円)) 令和3年度における外部委託分の各資産の	避することができた。	
することとし、以下	に基づき安全かつ	ともに、当該基本		収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。	これらのことから、b 評定とした。	
の取組を行う。	効率的に行う。	方針に基づき安全		(単位:%)		
(1) 基本方針に基づ	被保険者ポート	かつ効率的に行い		収益率(A) ベンチマーク 乖離	(評定区分)	
く安全かつ効率的	フォリオの各資産	ます。		の収益率 (B) (A-B)	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
な運用	がベンチマーク並	被保険者ポート		国内債券 ▲1.20 ▲1.22 0.02	上回る顕著な成果がある	
年金資産の管理	の収益率を上げた	フォリオの外部委		国内株式 2.14 1.99 0.16	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
・運用について	として得られる収	託分については、		外国債券 ▲5.17 ▲5.11 ▲0.05	上回る成果がある	
は、年金給付等準	益率(複合ベンチ	原則として、各資		外国株式 22.47 22.95 ▲0.49	b:取組は十分である	
備金の運用に関す	マーク)に相当す	産の収益率とその			c:取組はやや不十分であり、改善を	
る基本方針に定め	る収益率が確保で	資産のベンチマー		※四捨五入の関係で合計が合わない。	要する	
る政策アセットミ	きるよう努力す	ク収益率との乖離			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
クスによる分散投	る。	を一定の範囲内に			な改善を要する	
資を行うととも		納めるよう努力し		② 受給権者ポートフォリオ		
に、当該基本方針		ます。		基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。		
に基づき安全かつ				・令和3年3月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り債		
効率的に行う。				券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置とし		

確認し、 ての変動	雑認し、その変動 状況に応じ、適切	確認し、その変動 状況に応じ、適切			要する d:取組はやや不十分であり、抜本的		
確認し、その変動	確認し、その変動	確認し、その変動			要する		
資産の構成割合を	資産の構成割合を	資産の構成割合を			c:取組はやや不十分であり、改善を		
を行うとともに、	を行うとともに、	を行うとともに、			b:取組は十分である		
等のモニタリング	等のモニタリング	等のモニタリング			上回る成果がある		
況等の評価・分析	況等の評価・分析	況等の評価・分析			a:取組は十分であり、かつ、目標を		
半期ごとに運用状	半期ごとに運用状	半期ごとに運用状			上回る顕著な成果がある		
会議において、四		会議において、四	いるか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
また、経営管理	また、経営管理	また、経営管理	価・分析等を行って		(評定区分)		
行う。	行う。	す。	況及び運用結果の評		=		
の評価・分析等を	の評価・分析等を	分析等を行いま		The state of the s	これらのことから、b評定とした。		
まえて運用状況等		用状況等の評価・			にリバランスを行った。		
環境の変化等も踏	環境の変化等も踏	化等も踏まえて運	 <評価の視点>	セットミクスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行			
て、毎年度、運用	て、毎年度、運用	て、運用環境の変		め、リバランスを行った。それ以外の四半期の資産構成割合は政策ア			
用委員会におい	用委員会におい	用委員会におい	の評価・分析。	その結果、第1四半期については外国株式が乖離許容幅を超えたた			
構成された資金運	構成された資金運	構成された資金運		が等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。	また、経営管理会議において、四半期		
外部の有識者で		外部の有識者で	<その他の指標>	また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分		0	
ング	ング	ング		運用結果の評価分析等を行った。(令和3年6月21日)	資金運用委員会において、運用状況及		
等によるモニタリ	等によるモニタリ	等によるモニタリ	_	外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び			 」評定が妥当である
(2)資金運用委員会	(2)資金運用委員会		 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定	ь
				(令和4年3月末残高34億円)			
				基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。			
				④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ			
				(令和4年3月末残高129億円)			
				基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。			
				③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ			
				(令和4年3月末残高1,034億円(全額自家運用))			
				切った場合と比べ、約73万円の利益を得た。			
				券を償還期日前の令和3年4月に売却。これにより、償還まで持ち			
				・年金財政へ寄与させるため、令和3年度内に償還を迎える国内債			
				購入した場合と比べて、損失0.1億円を回避できたと考えられる。			
				て短期資産の活用を継続。これにより、マイナス利回りの債券を			

カフについて	政策アセットミ クスについて、毎	最近の資産運用 環境を踏まえ、資	< その他の指標>	見直す必要は		-		クスが効率的か	化が見込まれるなか、国内債券が約7割	減を重視した従来の国内債券中心 資産運用では、期待リターンの低下
クスについて、毎年度の金属用系			年金資産の構成割合の検証と必要に応じ	①現任の依保 かは、米国の				ンへが知舎的か	1 (1%)を占める現在の政策アセットミ クスを維持する場合には中長期的な期	
年度、資金運用委員会において、海	年度、資金運用委員会において、運	金運用委員会で政						دا		
員会において、運	員会において、運	策アセットミクスの検証な行い。	た見直し。	②国内債券の					待リターンの低下が見込まれること、ま な 全知の矢度に実施した際全選用に関	
用環境の変化に照	用環境の変化に照	の検証を行い、必要なよびで見まり	/ 証年の知より					調整は実施せず、		
らした妥当性の検	らした妥当性の検	要に応じて見直し	<評価の視点>					市場動向を踏ま		
証を行い、必要に	証を行い、必要に	を行います。	・資金運用委員会で年					て議論すること		
応じて見直しを行	応じて見直しを行		金資産の構成割合を	し、事務局に				-	抑制を期待していることが確認された	
う。	う。		検証し、必要に応じ						复しことから、今般の政策アセットミクスの	
			見直しを行っている					いては超低金利		
			$\varphi_{ extstyle{ extstyle{\gamma}}^{\circ}}$					心とした政策ア [、]		
				ットミクスで	は期待リター	-ンが低下す	る恐れがある	ことに加えて、	育 とにより、期待リターンは変更前と同水 した。	あると認められる。
				1回資金運用	委員会の検証	E結果同様、[国内債券の保	有割合の引下げ	基本確保しつつリスクの低減が図られ	
				び為替ヘッジ	有り外国債券	その保有割合の	の引上げによ	り運用の効率性	りることで運用の効率性を高めたことか	
				改善が確認さ	れたことから	、令和4年	2月18日に開	催した第2回資	を ら、a評定とした。	
				運用委員会で	被保険者ポー	-トフォリオ(こおける政策	アセットミクス		
				変更について	下表のとおり	変更するこ	とが了承され	た。その後、農	*	
				水産大臣から	「年金給付等	準備金の運用 	用に関する基	本方針」の変更	忍 (評定区分)	
				可を受け、同	年4月からオ	ペレーション	/を開始する	こととした。	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
									上回る顕著な成果がある	
					○政策アセッ	トミクスの	変更ポイン	F	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
									上回る成果がある	
					国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	b:取組は十分である	
				<u> </u>		1.00/			c: 取組はやや不十分であり、改善を	
				変更前	7 1 %	12%	5 %	1 2 %	要する	
				変更後	56%	12%	20%	12%	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
				差引	▲ 15%	変更なし	+15%	変更なし		
									な改善を要する	
(4) 運用の透明性の	(4)運用の透明性の	(4)運用の透明性の	<主な定量的指標>	<主要な業務	実績>				<評定と根拠>	評定 b
(4)運用の透明性の 確保	(4)運用の透明性の 確保	(4)運用の透明性の 確保	<主な定量的指標>			F度第1四半	期、第2四半	·期、第3四半期		
			<主な定量的指標>	① 令和2年	F度、令和3年			期、第3四半期でれ令和3年6月	P 評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
確保	確保	確保	_	① 令和2 ^年 年金資産の	F度、令和3年 構成割合、運	用成績等につ	ついて、それぞ		ア 評定: b 2 年金資産の構成割合、運用成績等につ	自己評価の「b」評定が妥当であ
確保 年金資産の運用 状況等について	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等	- <その他の指標>	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1	F度、令和3年 構成割合、運	用成績等につ	ついて、それぞ	ぞれ令和3年6月	評定: b年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、	自己評価の「b」評定が妥当であ
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、	- <その他の指標> ・年金資産の構成割合、	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1 表した。	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日	用成績等につ 日及び令和4:	oいて、それ ^る 年2月15日に	ぞれ令和3年6月 ホームページで	ア 評定: b 2 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに 公表するととも	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2	- <その他の指標> ・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。	① 令和2 ⁴ 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 での加入者及	用成績等につ日及び令和4年	ついて、それ ^っ 年2月15日に 対して、その	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年	ア 評定: b 2 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関す	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに 公表するととも に、各年度末時点	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ ージで情報を公表	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2 月までにホームペ	< その他の指標 > ・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全 度末現在の	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 ての加入者及 保険料納付額	用成績等につるのでのである。	ついて、それ。 年2月15日に 対して、その 用収入等の額	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年 を令和3年6月	ア 評定: b 2 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名	自己評価の「b」評定が妥当でな と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに 公表するととも に、各年度末時点 における被保険者	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2 月までにホームペ ージで情報を公表	< その他の指標> ・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用 結果の通知。	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全 度末現在の 日付けで通	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 ての加入者及 保険料納付額 知するととも	用成績等につるのでのである。	ついて、それ。 年2月15日に 対して、その 用収入等の額	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年	ア 評定: b 2 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに 公表するととも に、各年度末時点 における被保険者 等に係る運用結果	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加 入者に対して、毎	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2 月までにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加	<その他の指標>・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。・加入者に対する運用 結果の通知。・年金給付等準備金の	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全 度末現在の	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 ての加入者及 保険料納付額 知するととも	用成績等につるのでのである。	ついて、それ。 年2月15日に 対して、その 用収入等の額	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年 を令和3年6月	ア 評定: b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名 簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等についとに は、四半期ごととも になまる年度末時 におけるで、当該被 における運用結果 について、当該被	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加 入者に対して、毎 年6月末日までに	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2 月までにホームペ ージで情報をよ するとともに、加 入者に対して、6	- <その他の指標> ・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用 結果の通知。 ・年金給付等準備金の 運用に関する基本方	① 令和2 ⁴ 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全 度末現在の 日付けで通 に掲載した	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 ての加入者及 保険料納付額 知するととも 。	用成績等につ 日及び令和4年 び待期者に対 頂及びその運り に、通知の起	ついて、それ。 年2月15日に 対して、その 用収入等の額 敢旨等につい	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年 を令和3年6月2 て、ホームペーシ	ア 評定: b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基金ホームページで公表していることか	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。
確保 年金資産の運用 状況等について は、四半期ごとに 公表するととも に、各年度末時点 における被保険者 等に係る運用結果	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、四半 期ごとにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加 入者に対して、毎	確保 年金資産の構成 割合、運用成績等 については、6月、 8月、11月及び2 月までにホームペ ージで情報を公表 するとともに、加	<その他の指標>・年金資産の構成割合、 運用成績等の公表。・加入者に対する運用 結果の通知。・年金給付等準備金の	① 令和2 ^年 年金資産の 5日、8月1 表した。 また、全度末現在の 日付けで通に掲載した ② 年金給付	F度、令和3年 構成割合、運 1日、11月16日 ての加入者及 保険料納付を 知するととも 等準備金の運	用成績等につける。 田及び令和4章 のでの運動では、通知の地質用に関する。	かいて、それで 年2月15日に 対して、その 用収入等の額 敢旨等につい 基本方針、資	ぞれ令和3年6月 ホームページで 者に係る令和2年 を令和3年6月2 て、ホームペーシ	ア 評定: b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基金ホームページで公表していることから、b評定とした。	自己評価の「b」評定が妥当であ と認められる。

でに通知する。	加入者に係る運用	した個々の加入者	運用受託機関名の公	機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、	(評定区分)	
また、年金給	対はは果を通知する。	に係る運用結果を	表。	運用の透明性の確保を図った。	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
等準備金の運用	こ また、年金給付	通知します。	・資金運用委員会の委		上回る顕著な成果がある	
関する基本方針	等準備金の運用に	また、年金給付	員名簿、運営規程及		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
資金運用委員会	別 関する基本方針、	等準備金の運用に	び議事内容の公表		上回る成果がある	
委員名簿、運営	関 資金運用委員会の	関する基本方針、			b:取組は十分である	
程及び議事内容	並 委員名簿、運営規	資金運用委員会の	<評価の視点>		c : 取組はやや不十分であり、改善を	
びに外部運用を	程及び議事内容並	委員名簿、運営規	・年金資産の構成割合、		要する	
託する運用受託	幾 びに外部運用を委	程及び議事内容並	運用成績等について		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
関の名称を公表	まする運用受託機	びに外部運用を委	計画どおり公表して		な改善を要する	
る等、情報公開	を 関の名称をホーム	託する運用受託機	いるか。			
積極的に行い、	軍 ページで公表する	関の名称をホーム	・加入者に対し、計画ど			
用の透明性の確	果 等、情報公開を積	ページで公表する	おり運用結果を通知			
を図る。	極的に行い、運用	等、情報公開を積	しているか。			
	の透明性の確保を	極的に行い、運用	年金給付等準備金の			
	図る。	の透明性の確保を	運用に関する基本方			
		図ります。	針を公表している			
			か。			
			・外部運用を委託する			
			運用受託機関名を公			
			表し、資金運用委員			
			会の委員名簿、運営			
			規程及び議事内容を			
			公表しているか。			
(5) スチュワード	シ (5) スチュワードシ	(5) スチュワードシ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 a
ップ活動の実施	ップ活動の実施	ップ活動の実施	_	令和3年5月14日に開催した経営管理会議で、ESG投資に係る当面の	評定: a	「被保険者ポートフォリオにおけ
被保険者等の	中被保険者等の中	被保険者等の中		対応として現行の運用の基本方針の範囲内で、被保険者ポートフォリ	運用受託機関を通じて、スチュワード	る自家運用に係る国内債券の購入基
長期的な投資リ	長期的な投資リタ	長期的な投資リタ	<その他の指標>	オの自家運用に係る国内債券において、ESG債の購入を進めるとともに	シップ責任を果たすための活動を実施	準」を改正の上、ESG債の購入及び投
ーンの拡大に資	ナーンの拡大に資す	ーンの拡大に資す	・スチュワードシップ	投資表明を行うことが了承された。	し、その活動状況及び株主議決権行使の	資表明が行われた。
るよう、責任あ	るよう、責任ある	るよう、責任ある	責任を果たすための	これを受けて、「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国	結果を基金ホームページで公表した。	SDGsや環境を重視する国内外の動
機関投資家として	て 機関投資家として	機関投資家として	活動を実施し、情報	内債券の購入基準」を改正の上、令和3年5月28日及び令和4年1月	また、「スチュワードシップ責任を果	きが加速していくと見込まれる中、E
スチュワードシ	ッ スチュワードシッ	スチュワードシッ	の公開を行う。	31日に発行市場でESG債の購入を行い、それぞれ投資表明を行った。	たすための方針」(令和2年9月16日一	SG投資を通じて、SDGs達成への貢献
プ責任を果たす	たプ責任を果たすた	プ責任を果たすた		また、令和2年9月に再改定した「スチュワードシップ責任を果た	部改定)において、基金は、「アセットオ	に向けて対応したため、自己評価の
めの活動を実	施めの活動を実施	めの活動を実施	<評価の視点>	すための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、令和2	ーナー」としてスチュワードシップ責任	「a」評定が妥当であると認められ
し、その活動状	兄 し、その活動状況	し、その活動状況	・スチュワードシップ	年7月~令和3年6月までの実施状況を令和3年11月16日にホームペ	を果たすため、運用受託機関を通じて投	る。
について、毎年度	及び株主議決権行	及び株主議決権行	責任を果たすための	ージで公表した。	資先企業の企業価値の向上や持続的成	
公表する。	使の結果等につい	使の結果等をホー	活動を実施し、情報		長を促す活動を行う際にはESGについて	
	て、毎年度、ホー	ムページで公表し	の公開を行っている		も考慮することとしており、ESG債(鉄	
	ムページで公表す	ます。	か。		道建設・運輸施設整備支援機構債及び東	
	る。				日本高速道路株式会社債) の購入及び投	
					資表明は、持続可能な開発目標 (SDGs)	

	を踏まえて農林水産省が策定した「みど	
	りの食料システム戦略」において具体的	
	な取組例とされているモーダルシフト	
	にも合致したものである。	
	これらのことから、a評定とした。	
	(評定区分)	
	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	上回る顕著な成果がある	
	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	上回る成果がある	
	b: 取組は十分である	
	c:取組はやや不十分であり、改善を	
	要する	
	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	な改善を要する	

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実						
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105				

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	トプット(アウトカ。	ム)情報					
指標等	達成目標	(参考)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		前中期目標期間最終年度値等					
20歳から39歳の	最終年度までに25%		(目標21.0%)	(目標22.0%)	(目標23.0%)	(目標24.0%)	
基幹的農業従事		20.1%	21.2%	21.8%	22. 2%	22.1%	
者に占める農業							
者年金の被保険							
者の割合	前年度より1ポイ		1.1ポイント	0.6ポイント	0.4ポイント	0.1ポイント	
	ント増加		増加	増加	増加	減少	
			(21. 2% — 20. 1%)	(21.8%-21.2%)	(22.2%-21.8%)	(22. 1% — 22. 2%)	
女性の基幹的農	最終年度までに17%		(目標10.4%)	(目標12.5%)	(目標14.1%)	(目標15.7%)	
業従事者に対す		9.3%	10.5%	12.7%	14.9%	17.9%	
る農業者年金の							
被保険者の割合							
	前年度より1.6ポイ		1.2ポイント	2.2ポイント	2.2ポイント	3.0ポイント	
	ント増加		増加	増加	増加	増加	
			(10.5% — 9.3%)	(12. 7%—10. 5%)	(14. 9%—12. 7%)	(17. 9%—14. 9%)	

②主要なインプット	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度					
予算額(千円)	588, 690	669, 780	656, 750	741, 201						
	,			-						
決算額 (千円)	583, 502	662, 545	644, 938	736, 294						
経常費用 (千円)	583, 577	660, 864	644, 363	736, 525						
経常利益 (千円)	13, 439	7, 237	21, 785	14, 401						
行政コスト (千円)	575, 326	668, 048	644, 363	736, 556						
従事人員数	5. 96	5. 96	5. 96	5. 96						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務	実績・自己評	平価	主務	大臣による評価
					業務第			自己評価		
3 農業者年金制度	3 農業者年金制度	3 農業者年金制度						В	評定	В
の普及推進及び情	の普及推進及び情	の普及推進及び情							5つの小項	目のうち、2項目が a 評
報提供の充実	報提供の充実	報提供の充実							3項目がb評額	定であり、農林水産省
									価基準に基づ	くウエイトを用いて算
									た結果、「B」	評定。
									※3点(a)×1/	10×2項目+2点(b)×
									+2点(b)×	2/10+2点(b)×1/10=
									点	
									1.5点以上2.	5点未満: B
農業者年金制度の	(1) 政策支援の対象	(1) 政策支援の対象	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定	b
普及に当たっては、	となる若い農業者	となる若い農業者	_	令和3年度におけ	る20歳以上39歳以	以下の基幹的農業	従事者(推計)に	評定:b	若い基幹的原	農業従事者(20~39歳)
今後の農業を支える	の加入の拡大	の加入の拡大		対する同年齢層の被	保険者数の割合(以下「若い被保険	食者割合」という。) 若い被保険者割合は、令和3年度計画	する被保険者の	の割合は、22.1%とな
青年層や女性等に本	新規就農者など	20歳から39歳ま	<その他の指標>	は、22.1%(推計)と	なり、令和3年度	計画の目標(24	%)を1.9ポイン	ト の目標(24%)を1.9ポイント下回り22.	目標値24%に	達しておらず、「c」評
制度の特色が広く理	農業の将来を支え	での基幹的農業従	_	下回った。				%となったことから、c評定相当である	相当であるが、	長期にわたり新型コ
解されることによ	る若い担い手の育	事者に対する農業		令和3年度計画の	目標(24%)を下回]った主な要因は	、令和3年度は	令 が、コロナ禍の下、加入推進活動を自粛	ウイルス感染物	定感染拡大の影響等(※
り、本制度への加入	成及び確保に資す	者年金の被保険者	<評価の視点>	和2年度を大きく上	こ回る新型コロナ	ウイルス感染症	の感染拡大の影	響 せざるを得ないという未曽有の外部要因	により加入推議	進活動が制約された中
が進み、その就農や	るため、政策支援	の割合を令和4年	・20歳から39歳までの	により、緊急事態宣	言等の発出が長期	化し、感染症対	策が一層強化さ	れが影響している。	度改正(下限的	保険料の引き下げ(※:
農業への定着等が期	の対象となり得る	度までに25%に拡	基幹的農業従事者に	る中で、加入推進に	向けた各種の研修	活動や戸別訪問	を中心とする加	入 特に、令和3年度には、新規感染者数	についてWeb等	等を活用した業務受託
待されることから、	若い農業者に重点	大することを目指	対する農業者年金の	推進活動そのものが	より大きく制約さ	られたことによる	0	が大幅に増加したため、緊急事態宣言等	への周知やSN	S等を活用した普及啓
青年層の農業就業者	を置いた普及推進	し、令和3年度末	被保険者の割合を令	農業者の高齢化や	減少が進む中で、	新型コロナ感染	対策を徹底しつ	が長期に及ぶなど感染症対策が一層強化	によって加入	推進に努めたことを
の増加や女性農業者	を図り、20歳から	までに同割合を令	和4年度までに25%	つ、後述の加入推進	活動を実施した編	ま果、若い農業者	の新規加入者は	前しされたことから、加入推進活動に対する	し、自己評価の	の「b」評定が妥当で
が活躍できる環境の	39歳までの基幹的	和2年度末から1	に拡大することを目	年度並(対前年90.8	%)を達成するこ	ことができた。		制約は更に厳しいものとなった。	と認められる。	
整備といった、基本	農業従事者に対す	ポイント増加させ	指し、令和3年度末					こうした中、20歳から39歳までの基幹		
計画の施策の方向性	る農業者年金の被	るか、又は24%に	までに同割合を令和	【新型コロナウイル	ス感染症の状況】			的農業従事者数は、平成29年度に対して		発令:令和3年4月
に沿って推進するこ	保険者の割合を、	拡大します。	2年度末から1ポイ					令和3年度は80.5%(推計)まで減少して		コロナウイルス感染症
ととし、以下の目標	年1ポイント増加		ント増加させるか、		新規感染者数	緊急事態宣言等		いるが、新型コロナ感染症対策を徹底し		重点措置に関する公示
達成に向けて取り組	させるか、又は平		又は23%に拡大した			発出期間(※)	新規加入者	つつ、加入推進を行った結果、新規加入		
むこととする。	成34年度末までに		か。	令和3年度(①)	5, 857, 843人	251日	1,434人	者数は前年度並を確保し、被保険者数は、		
(1)政策支援の対象	同割合を25%に拡			令和2年度(②)	470, 812人	122日	1,580人	88.3%の減少に止まっていることを踏ま		ない者の下限保険料を
となる若い農業者	大する。			割合 (①/②)	1, 244. 2%	205. 7%	90.8%	えて、b 評定とした。		万円に引き下げ(令和
の加入の拡大									1月1日加	施行)。
我が国の経済社				※緊急事態宣言及			見していずれか	(評定区分)	(303-)	
会や農業・農村の				の地域で発出され	ている一連の期	間の合計		s:数値の達成度合が120%以上で顕	(誤記)	lating and the second second second
構造変化が進み、								著な成果がある		標の項の<評価の視点
次世代の農業を担								a:数値の達成度合が120%以上		広大したか。」は誤りであ
っていこうとする								b:数値の達成度合が100%以上120%	5 24%に拡大し	たか。」である。
者を確保すること								未満		

が農政上の喫緊の				【20歳から39歳までの	の基幹的農業従事者と初	波保険者数の減少	c:数値の達成度合が80%以上100%	〈課 題〉
課題となっている				 状況(平成29年度を1	とした場合の割合)】		未満	令和4年度において、新型コロナウイ
ため、新規就農者					, ,, <u>-</u>		d:数値の達成度合が80%未満	ルス感染症拡大防止に対応しながら、よ
など農業の将来を					基幹的農業従事者	被保険者		り一層業務受託機関と活動方針の共有等
支える若い担い手				平成29年度	100%	100%		を図り、活動内容に工夫を加えながら、
の育成及び確保に				平成30年度	93. 9%	98. 7%		戦略的かつ効率的に取り組まれたい。
資するよう、政策				令和元年度	88. 2%	95. 7%		
支援の対象となり				令和2年度	84. 3%	93. 0%		
得る若い農業者に				令和3年度	80.5%	88. 3%		
重点を置いた普及				※ 令和元~3年度の	の基幹的農業従事者の割	割合は推計値		
推進を図り、その								
加入の拡大を目指								
す。								
(2) 女性農業者の加	(2) 女性農業者の加	(2) 女性農業者の加	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			<評定と根拠>	評定 a
入の拡大	入の拡大	入の拡大	_	令和3年度末における	る女性の基幹的農業従事者	者(推計)に対する被保	評定 : a	法人からのヒアリング等により、農業
女性農業者は農	女性農業者が、	女性の基幹的農		険者数の割合(以下「女	女性被保険者割合」という	う。) は、17.9%(推計)と	令和3年度における女性被保険者割合	経営の重要な担い手であるとともに、平
業就業者の4割を	老後生活への不安	業従事者に対する	<その他の指標>	なり、令和3年度計画の	つ目標(15.7%)を2.2ポー	イント上回るとともに、	は、令和3年度計画の目標(15.7%)を3.0	均余命の長い女性農業者の老後生活の安
占め、女性が参画	を払拭しつつ、農	農業者年金の被保	_	令和3年度末の同割合	(17.9%) は、令和2年度	度末(14.9%)から3.0ポ	ポイント上回るとともに、令和2年度末	定のため、これまでの女性農業委員等に
している農業経営	業経営に積極的に	険者の割合を令和		イント増加となり、令利	和3年度計画の目標(1.6	5ポイント増加)を1.4ポ	(14.9%) を1.6ポイント増加させる目標	おける加入推進活動の強化による効果や
体ほど販売金額が	関与できることと	4年度までに17%	<評価の視点>	イント上回った。			を1.4ポイント上回り、中期計画の目標(1	女性農業者の集い(JA女性組織や生活改
大きく、経営の多	なるよう、女性農	に拡大することを	女性の基幹的農業従				7%) を1年早く達成したところである。	善の会等)を活用した普及啓発の働きか
角化に取り組む傾	業者に対する制度	目指し、令和3年	事者に対する農業者				また、コロナ禍にあって、加入推進活動	けなどにより、女性農業者の加入実績は
向が強いなど、地	の普及啓発の取組	度末までに同割合	年金の被保険者の割				が制約される中、目標を達成したことか	目標値(対前年1.6ポイント増)を大きく
域農業の振興や農	を強化し、女性の	を令和2年度末か	合が令和4年度末ま				らa評定とした。	上回り(同2.6ポイント増の17.5%(注))、
業経営の発展等に	基幹的農業従事者	ら1.6ポイント増	でに17%に拡大する					中期計画の令和4年度目標(17%)を1年
重要な役割を担っ	に対する農業者年	加させるか、又は	ことを目指し、令和				(評定区分)	早いペースで達成したことから、自己評
ている。	金の被保険者の割	15.7%に拡大し	3年度末までに同				s:数値の達成度合が120%以上で顕	価の「a」評定が妥当であると認められ
他方、農村社会	合を、年1.6ポイン	ます。	割合を令和2年度末				著な成果がある	る。
ではいまだ指導的	ト増加させるか、		から1.6ポイント増				a : 数値の達成度合が120%以上	(注) 令和4年6月28日に公表された令
地位や経営主の多	又は平成34年度末		加させるか、又は				b:数値の達成度合が100%以上120%	和4年農業構造動態調査結果を受け
数を男性が占める	までに同割合を17		14.1%に拡大した				未満	て、実績値を改めて算出した結果で
ような状況にある	%に拡大する。		か。				c:数値の達成度合が80%以上100%	あり、法人における自己評価の実績
ことから、男女と							未満	値と異なる。
もに意識改革を図							d:数値の達成度合が80%未満	
りながら、女性農								
業者が一層活躍で								
きる環境整備を進								
めることが必要で								
ある。								
このため、女性								
農業者が、老後生								

活への不安を払拭		l I		I		I
しつつ、農業経営						
に積極的に関与で						
きることとなるよ						
う、女性農業者に						
対する制度の普及						
啓発の取組を強化						
し、その加入の拡						
大を目指す。						
(3)加入推進活動の	 (3)加入推進活動の	(3)加入推進活動の	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定 b
実施	実施	実施	一	`		自己評価の「b」評定が妥当と認め
(1)及び(2)	上記(1)及び			対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関に	以下のとおり、コロナ禍にあって、エ	
に掲げた目標を達し	(2)の目標達成	(2)の目標達成	くその他の指揮>	おける加入推進に向けた取組等を明確にした「令和3年度における農		4000
成するには、基金	に向け、毎年度、	に向け、以下の活		業者年金加入推進の取組方針」を作成し、令和3年4月1日付けで各		
及び業務受託機関	若い農業者や女性	動を行います。			化するするため取組方針を適宜改定して	
が認識を共有し、	農業者に重点的に	ア 「令和3年度	/証価の組占へ	また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等については、例年、		
一丸となって、戦	加入を勧めること	における農業者				
略的に加入推進活	かどを内容とする					
動に取り組む必要						
	加入推進の取組に	の取組方針」を		けてWeb方式により開催(5月18日、20日、25日)し、また、コロナ		
がある。	関する方針を作成					
このため、基金	し、業務受託機関の担当者会議等に					
は、加入促進の取	の担当者会議等に	者に重点的に加	よる地域間の活動格			
組に関する方針を	おいて、当該取組	入を勧めること	差の縮小(新規加入		業者や女性農業者を重点的に加	
定め、その内容を	方針の徹底を図る	を明確にしま				
業務受託機関に周	とともに、加入推	す。	の地域の平均以上と			
知徹底するととも	進活動のリーダー			やSNSの活用などコロナ禍でも対応可能な取組事例の紹介を行う等、	新型コロナウイルス感染症の感	
に、都道府県毎に	を対象とする研修				染が拡大する中、工夫しながら	
新規加入者に関す	会を開催する。	関の担当者会議	おける農業者年金		業務受託機関に対する担当者会	
る目標を設定し、	また、都道府県		の加入推進の取組		議等を開催して取組方針を説明	
当該目標の達成を	毎に新規加入者に	該取組方針の徹	方針」を作成し、	定無し)に向けて、主務省と調整しつつ、理事長通知等の改正や手引	し、周知徹底に取り組んだ。また、	
目指して加入推進	関する目標を設定		若い農業者、女性		コロナ禍で対応が制約される中、	
活動を行う。	し、その進捗管理	イ加入推進活動	農業者に重点的に		制度改正にも対応して理事長通	
	を行い、達成状況		加入を勧めること	制度改正説明会」を開催(9月3日、6日、7日)するとともに、ブ	知の改正等を円滑に行いつつ受	
	が低調な都道府県	る農業委員や農	を明確にしたか。	ロック会議の場やメール、ホームページ等で周知する等対応した。 	託機関への周知徹底を図った。	
	に対して市町村で		また、年度当初			
	の巡回意見交換な			イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農地利用最適化推進委	イ 「加入推進特別研修会」につい	
	どの特別活動を実		担当者会議等にお		ては、前年度以上に新型コロナウ	
	施する。	象とする「加入	いて、当該取組方		イルス感染症の感染が拡大し	
		推進特別研修	針の徹底を図った		の影響する中、Webを活用す	
		会」を開催し、	か。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、Web方式も活用しつつ、	るなど工夫しながら着実に研	
		制度についての	イ 加入推進活動の	日程調整を図りながら工夫して開催(6月から11月の間で、現地開催	修会を実施し、制度改正の内容を	l

	理解の増進を図	リーダーとなる農	21カ所、Web形成での開催27カ所)し、令和4年に施行される制度改	含めた制度の理解増進や加入推	1
	るとともに、加	業委員や農業委員	 正の内容を含めた農業者年金制度の理解の増進や加入推進活動計画	進活動の推進に取り組んだ。	
	入推進活動の活				
	発化を図りま			ウ 都道府県間の加入推進目標の達	
	す。		 ウ 令和3年度は、重点県として11県を指定した。基金から全国の各都		
	ウ 都道府県間の				
	加入推進目標の	 会」を開催し、制			
	達成状況の格差				
	の縮小を図るた				
	め、令和2年度				
	における目標の	•			
	達成状況が一定		 動を行うよう指導した。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣		
	水準以下の都道				
	府県を重点都道	入推進目標の達成			
	府県に、また、	状況の格差の縮小		した。	
	その中で目標の				
	達成状況がさら	 2年度における目	 農業協同組合中央会、特別重点県の業務受託機関による5者協議を開	これらのことから、b評定とした。	
	に低調な都道府	標の達成状況が一	催(1県は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてWeb方式)し、		
	県を特別重点都	 定水準以下の都道		(評定区分)	
	道府県として指	 府県を重点都道府	た加入推進を指導した。	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	定し、特別活動	県に、また、その		上回る顕著な成果がある	
	を実施します。	中で目標の達成状		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		況がさらに低調な		上回る成果がある	
		都道府県を特別重		b:取組は十分である	
		点都道府県として		c : 取組はやや不十分であり、改善を	
		指定し、特別活動		要する	
		を実施したか。		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
				な改善を要する	
(4)加入推進活動の	(4) 加入推進活動の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
効果検証	効果検証	_	ア 新規加入者アンケート調査を実施した結果、	評定:b	自己評価の「b」評定が妥当と認
効果的な加入推	効果的な加入推		・加入の決め手については、新型コロナウイルス感染症の影響で、戸	新規加入者アンケート調査の結果や	れる。
進を図る観点か	進を図る観点か	<その他の指標>	別訪問が率先して行えない状況の中、従前、最も割合が高かった戸別	業務受託機関の活動実績、優良事例調査	
ら、毎年度、新規	ら、新規加入者へ	_	訪問よりも、家族からの勧めの割合が高く、加入の決め手のトップと	等を検証するとともに、新型コロナウイ	
加入者へのアンケ	のアンケート調		なっていること、	ルス感染症の影響の検証結果や取組	
ート調査等によ	查、業務受託機関	<評価の視点>	・制度を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳し	事例を経て、業務受託機関に提示して協	
り、加入推進の取	の活動実績把握、	・効果的な加入推進を	い説明を聞く機会がなかったことが最も多く、次いで「保険料の負担	議し、より効率的な取組の推進に努めた	
組の効果を検証す	優良事例の調査等	図る観点から、新規	が大きかった」、「年齢的にまだ加入しなくても良い思っていた」など	ことから、b評定とした。	
る。	により必要なデー	加入者へのアンケー	の状況等を把握した。		
	タ・情報の収集・分	ト調査、業務受託機	イ 業務受託機関の活動実績や優良事例調査等を実施した結果を検証	(評定区分)	
	析を行い、加入推	関の活動実績把握、	したところ、	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	進の取組の効果を		1	上回る顕著な成果がある	

1		検証します。	より必要なデータ・	っていること	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		また、これらの	情報の収集・分析を	・女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向	上回る成果がある	
		検証結果を踏ま	行い、加入推進の取	にあること	b : 取組は十分である	
		え、業務受託機関	組の効果を検証した	・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向	c:取組はやや不十分であり、改善を	
		と協議しつつ、よ	か。	けた対策会議を全国平均よりもより多く実施していること	要する	
		り効果的な取組と	また、これらの検証	等を定量的に把握した。	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
		なるよう必要な検	結果を踏まえ、業務	ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、令和2年度の新規加	な改善を要する	
		討を行います。	受託機関と協議しつ	入者数の実績を月別に見ると、緊急事態宣言が発出されていない時期		
			つ、より効果的な取	は平年を上回っていたが、さらに感染が拡大した令和3年度は、6月		
			組となるよう必要な	頃までは前年度を上回ったものの平年を下回り、さらに感染が拡大し		
			検討を行ったか。	た7月以降は、ほぼ前年度も下回る状況となった。一方、こうした中、		
				コロナ禍でも対応可能な取組として、路線バスの車体広告の掲載やデ		
				ジタルサイネージによる広告、ラジオ放送やSNSによる取組など工夫		
				して対応している業務受託機関がみられた。		
				こうした検証結果や取組事例については、随時ブロック会議等の場		
				を活用して、都道府県段階の業務受託機関に提示して、取組の徹底と		
				改善に向けて協議を行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底つ		
				つ、戸別訪問取組の強化を図ることとした。コロナ禍でも対応可能な		
				工夫した取組を推進するよう都道府県段階の業務受託機関を通じて		
				市町村段階の業務受託機関に要請する等取組を推進した。		
(4) ホームページ等	(5) ホームページ等	(5) ホームページ等	<主な定量的指標>		<評定と根拠>	評定 a
(4) ホームページ等 による情報の提供	(5) ホームページ等 による情報の提供	(5) ホームページ等 による情報の提供	<主な定量的指標> -			評定 a 今期中期目標及び中期計画で予定され
, ,			<主な定量的指標> -	<主要な業務実績>	評定:a	
による情報の提供	による情報の提供	による情報の提供	_	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパ	評定:a ア 若い農業者、女性農業者等に特化	今期中期目標及び中期計画で予定され
による情報の提供ホームページや	による情報の提供 農業者に制度の	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴	_	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超	評定:a ア 若い農業者、女性農業者等に特化 したリーフレット等を作成し、新規	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴		<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説	評定:a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す るため、パンフレ	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化 したリーフレット等を作成し、新規 就農者が集まる機会等を活用した 情報提供、加入者・受給権者の声の	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す るため、パンフレ ットや対象者毎の	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた め、パンフレッ	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用して	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、 パンフレットの作成及び若い農業者向け
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す るため、パンフレ ットや対象者毎の リーフレット等を	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた め、パンフレッ トや若い農業	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウ	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用して	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、 パンフレットの作成及び若い農業者向け 等リーフレットの改訂等を行い、業務受
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、 事業の実施状況等	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す るため、パンフレ ットや対象者毎の リーフレット等を 作成し、農業者が	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた め、パンフレッ トや若い農業 者、女性農業者	<その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリテ	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フ	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化 したリーフレット等を作成し、新規 就農者が集まる機会等を活用した 情報提供、加入者・受給権者の声の 紹介、幅広くWebサイト等を活用して の若い農業者や女性農業者等への 情報発信を行った。	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、 事業の実施状況等 に関する分かりや	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知す るため、パンフレットや対象者毎の リーフレット等を 作成し、農業者が 集まる機会等を活	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた め、パンフレッ トや若い農業 者、女性農業者 等に特化したリ	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウ ェブサイトクオリテ ィ実態調査。	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等に	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、 事業の実施状況等 に関する分かりや すい資料を掲載	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を周知 フレットや対象 オーフレット 大変 おいまる といった といった といった といった といった といった といった といった	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等を周知するた め、パンフレッ ト や 若 い 農 業 者、女性農業者 等に特化したリ ーフレットを作	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和4年から施行される制度改正(現中期目標期間当初に	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。 特に、農業者年金業務の手引き(※)
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、 事業の実施状況等 に関する分かりや すい資料を掲載 し、制度や基金の	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を 別象 といっしい という はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる といっと はいまる はいまる はいまる といっと はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等をおって め、や 若 という ト や 女性農業者 等に特しいりを でして にして にして にして にして にして にして にして にして にして に	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(失婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和4年から施行される制度改正(現中期目標期間当初に予定無し)に向けて、理事長通知や手引き、パンフレットの作成、若	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。 特に、農業者年金業務の手引き(※)は、業務受託機関における農業者からのは、業務受託機関における農業者からの
による情報の提供 ホームページや メールマガジン等 を活用し、農業者 年金制度の内容、 基金の運営状況、 事業の実施状況等 に関する分かりや すい資料を掲載 し、制度や基金の 活動等について広	による情報の提供 農業者に制度の 仕組み等を パンカー アーカー アーカー 大き できる かった はない	による情報の提供 ア 農業者に制度 の仕組み・特徴 等をがった。 め、や 若 性 しい と 者に サン リ 農業者 等に サン リ 農業者 サー プ し、 と 機会等を を 集会等を を な に な と で に と で に し と る 機会 を な に ち と で と で に と に と	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウ ェブサイトクオリティ実態調査。 <評価の視点> ア 農業者に制度の仕	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和4年から施行される制度改正(現中期目標期間当初に予定無し)に向けて、理事長通知や手引き、パンフレットの作成、若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、提供可能なものから随	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を作成し、可能なものから随時、ホームページ等により提供した。	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。 特に、農業者年金業務の手引き(※)は、業務受託機関における農業者からの相談や届出等の審査等を適切に行う上で必要不可欠なものであり、制度改正の施行までに改定したことは、業務受託機関
による情報の提供ホージや等をはなった。との方式を等をはなった。との方式を表するのでは、いいいのでは、いいので	による情報の提供の はまれる情報を はれる はれる はれる かいり はい	による情報の提供 ア 農業者に制度 の等を、 や まる は を は を が れ を が れ を が れ を か れ を か れ を 性 化 い ト を ま を で し い た し い た と で で し い た と で で で で ま ま し 、 が ま ま に い に い た と き ま ま ま に か に い た ま ま ま ま ま ま で に い た ま ま ま ま ま ま ま ま ま で で が を ・ ま ま ま ま ま ま ま か に い に か ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。 <評価の視点> ア 農業者に制度の仕 組み・特徴等を周知	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和4年から施行される制度改正(現中期目標期間当初に予定無し)に向けて、理事長通知や手引き、パンフレットの作成、若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、提供可能なものから随	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を作成し、可能なものから随時、ホームページ等により提供した。	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。 特に、農業者年金業務の手引き(※)は、業務受託機関における農業者からの相談や届出等の審査等を適切に行う上で必要不可欠なものであり、制度改正の施
による情報の提供や等者による情報のでは、本ールでは、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し、の対し	による情報を開発した。 との はいました は という は は は という は な は ま し か という は という が ま という は ま という か ま という は ま と は ま と ま と ま ま と ま ま と ま と ま ま と ま ま と ま	による情報の により により にはります。 にはります。 にはります。 にはります。 にはります。 にはります。 にはります。 にはいまます。 にはいままます。 にはいままます。 にはいまままます。 にはいままままます。 には、ままままままままま。 には、まままままままままま。 には、ままままままままままままままままま。 には、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	- <その他の指標> ・民間企業が中央省庁 ・独法等を対象に毎 年度実施していオリティ実態調査。 <評価の視点> ア 農業者に制度の仕 組み・特徴等を周知 するため、パンフレ	<主要な業務実績> ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け(政策支援内容等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(失婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和4年から施行される制度改正(現中期目標期間当初に予定無し)に向けて、理事長通知や手引き、パンフレットの作成、若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、提供可能なものから随時業務受託機関にホームページ等により提供した。また、加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーと理事長との農業者年金の魅力についての対	評定: a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を作成し、可能なものから随時、ホームページ等により提供した。	今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正に伴い、当該年金制度改正の施行までに理事長通知の改正、農業者年金業務の手引きの改訂、パンフレットの作成及び若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、業務受託機関への周知及び農業者への情報提供が行われた。 特に、農業者年金業務の手引き(※)は、業務受託機関における農業者からの相談や届出等の審査等を適切に行う上で必要不可欠なものであり、制度改正の施行までに改定したことは、業務受託機関における適切かつ円滑な業務等の実施に寄与した。

容や基金の活動状

況を広く周知する

有効な手法の一つ

であることから、

ーの声等必要と

なる情報ととも

にホームページ

でも情報提供し

なお、ホームペ

ージについては、

国民が必要な情報

に速やかにアクセ

作成し、農業者が集

まる機会等を活用

し、説明・配布等を

実施するとともに、

さらに、農業者向けWebサイト「マイナビ農業」に農業者年金のPR記

事を掲載するとともに、農林水産省が設置・配信している「経営局フ

ェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業

担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」

「a」評定が妥当と認められる。

の解説」及び「業務の流れ、様式及び

ウ 若い農業者や女性農業者等を支援 ※ 農業者年金の手引きの改定は、「制度

関・団体と連携して、制度のPRの機 記入例」、「Q&A」の3分冊で行われ、

する全国・都道府県等の各段階の機

国民が必要な情報 に速やかにアクセ スできるよう、そ の構成・閲覧環境 等の改善に取り組 む。 また、新規就農 者や女性農業者等 に対する支援を行 う機関・団体等と の連携を図り、こ れらの者が参集す る研修会や各種イ ベント等におい

て、制度のPRを

行う機会を増や

す。

スできるよう、定 期的に構成・閲覧 環境等の要改善点 を確認し、その改

善に取り組む。

また、新規就農 者や女性農業者等 に対する支援を行 う機関・団体等と 情報交換を行う場 を設ける等連携を 図り、新規就農者 や女性農業者等が 参集する研修会や イベント等におい て、制度のPRを 行う機会を増や す。

ます。

業者や女性農業 者を対象とする メールマガジン を活用し、農業 者年金制度のPR 記事を掲載する 等によって情報 提供します。

また、若い農

イ ホームページ については、国 民が必要な情報 セスできるよ う、構成・閲覧 環境等の要改善 点を確認し、そ の改善に取り組

みます。

ウ 新規就農者や

女性農業者等に

対する支援を行

う機関・団体等 と情報交換を行 う場を設ける等 規就農者や女性 農業者等が参集 する研修会やイ ベント等におい て、制度のPRを 行う機会を増や し、制度の周知

に努めます。

声等必要となる情報 行った。

とともにホームペー

また、若い農業者 とするメールマガジ ンを活用し、農業者 年金制度のPR記事を 掲載する等によって 情報提供したか。

に速やかにアク イ リーフレットの作 成・提供、ホームペ ージでの情報発信を 行ったか。

> ホームページにつ いて、国民が速やか にアクセスできるよ う、構成・閲覧環境 等の改善に取り組ん だか。

制度のPR行う機会 知を行ったか。

連携を図り、新 ウ 新規就農者や女性 農業者等に対する支 援を行う機関・団体 等と情報交換を行う 場を設ける等連携を 図り、新規就農者や 女性農業者等が参集 する研修会やイベン ト等において、制度 のPRを行う機会を増 やし、制度の周知に 努めたか。

加入者・受給者の に加え、新たに「MAFFアプリ」を活用し、青年新規就農者・認定農業 声、青年リーダーの者や女性農業者等に向けた農業者年命に関する情報発信を積極的に

ジでも情報提供した オーホームページについては、セキュリティの維持・向上に努めた結 果、請負業者によるWebの脆弱性診断において、「セキュリティ面での 安全性は高いと考えられる」との評価を受けた。また、アクセシビリ や女性農業者を対象 ティ・ユーザビリティの点では、民間企業が中央省庁・独立行政法人 等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査に おいて、昨年度同様Dランクを維持した。

(調査対象法人87法人中、D:7法人、E以下:80法人)

- ウ 全国段階の業務受託機関と連携して、
- ・女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb方 式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナーから の講話
- ・Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金を 案内する資料の紹介
- ・JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介 等の取組を推進した。

また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性 農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけを 推進した。

さらに、農業委員会とJAとの連携強化を促す観点から、農業委員会 を増やし、制度の周 とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優 良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。

会を増やし、制度の周知に努めた。 総ページ数は1,357ページ。

これらのことから、a評定とした。 (評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を 要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣によ	る評価
				業務実績	自己評価		
第4 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化			В	評定B	
に関する事項	に関する目標を達	に関する目標を達				5つの中項目のう	ち、1項目がA
	成するためとるべ	成するためとるべ				評定、4項目がB評定	ごであり、農林
	き措置	き措置				水産省の評価基準に	基づくウエイ
						トを用いて算出した約	結果、「B」評
						定。	
						※3点(A)×1/5+2点((B)×1/5×4項
						目=2.2点	
						1.5点以上2.5点未流	
1 業務改善の推進	1 業務改善の推進	1 業務改善の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
事務の簡素化・効率	事務の簡素化・効率	事務の簡素化・効率	_	業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理等を行い、以下について業務	評定:B	自己評価の「B」評	定が妥当であ
化により事務処理の	化により事務処理の	化により事務処理の		改善の推進を図った。	業務改善に向けた工程表に基づく	ると認められる。	
負担を軽減するとと	負担を軽減するとと	負担を軽減するとと		・ マイナンバー利用事務については、マイナンバーPTにおいて、デジタ			
もに、業務運営に要す		もに、業務運営に要す	_	ル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日改定 閣議決定)で示され			
る経費の抑制を図る		る経費の抑制を図る		た事項のうち農業者年金に関係する事項の実施時期等やマイナンバー			
観点から、業務フロー		観点から、部署横断的		の直接取得方式についての検討を行い、令和4年度中に公的給付支給等			
の検証、改善点の検討			・業務改善を推進するた				
・洗い出し等を行うな		ー利用事務等の業務			で着実に推進した。		
ど、業務運営の効率化		を重点とした業務改					
の取組を計画的かつ	善を推進するため、業	善を推進するため、業	運営の効率化の取組	て、引き続き年金を受給する要件を満たしているかを確認するに当た	組方針及び各都道府県・市町村毎の目		
着実に推進する。	務フローの検証、改善	務フローの検証、改善	を計画的かつ着実に	り、再確認該当者(経営所得安定対策等交付金の申請者)について、地	標を設定した加入推進活動計画を策		
	点の検討・洗い出し等	点の検討・洗い出し等	推進したか。		定させ、着実に実施するよう指導・		
	を行うとともに、業務	を行います。		なお、共通申請システムの導入については、プラットフォームの検討			
	改善に向けた工程表	また、令和4年から		を開始した。	これらのことから、B評定とした。		

に基づく進捗管理を	施行される保険料の		
行う。また、進捗管理	納付下限額の引下げ	・ 令和4年から施行される保険料の納付下限額の引下げ等の年金制度	(評定区分)
や業務を取り巻く状	及び加入可能年齢の	改正に伴う業務及び事務フローの見直し及び農業者年金記録管理シス	S:取組は十分であり、かつ、目標
況の変化に応じて、適	延長並びに受給開始	テムの改修等について、基金に設置した制度改正対応委員会及び制度	を上回る顕著な成果がある
宜工程表の見直しを	時期の選択肢の拡大	改正等業務対応チームにおいて改善点の検討・洗い出しを行うととも	A:取組は十分であり、かつ、目標
行いつつ、業務運営の	等に伴う業務及び事	に、工程表を作成して進捗管理を行った。また、当該工程表に基づい	を上回る成果がある
効率化の取組を計画	務フローの見直し、農	て、同委員会等により進捗状況の検証・見直しを行いつつ、年金制度改	B:取組は十分である
的かつ着実に推進す	業者年金記録管理シ	正に伴い必要となる各種規程の改正や農業者年金記録管理システムの	C:取組はやや不十分であり、改善
る。	ステムの改修を行い	改修等を行った。	を要する
	ます。		D:取組はやや不十分であり、抜本
	これらの業務改善に	・ 年金制度改正に伴うシステム改修や各種規程の見直しについて、制度	的な改善を要する
	ついて、工程表を作成	改正等業務対応チームにおいて、令和4年度末までのより具体的な工程	
	し、進捗管理を行いま	表の見直しを行い、6月30日の制度改正対応委員会において確認し、ま	
	す。	た、農業者年金記録管理システムの改修等(現行システムのサポート及	
	その際、進捗管理や	び次期システム開発)の工程表についても更新の上、同委員会において	
	業務を取り巻く状況	確認を行った。	
	の変化に応じて、適宜	なお、11月及び1月の役員部課長会において、更新した各工程表によ	
	工程表の見直しを行	り進捗状況の確認を行った。	
	いつつ、業務運営の効		
	率化の取組を計画的	・ 加入推進の取組については、市町村段階、都道府県段階及び全国段階	
	かつ着実に推進しま	の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「令和3	
	す。	年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和3年4月1日付け	
		で各業務受託機関に発出するとともに、各都道府県・市町村毎の目標を	
		設定した加入推進活動計画を策定させた。	
		また、都道府県段階の業務受託機関の担当者会議、ブロック 毎(北	
		海道・東北、北陸、近畿)の会議、加入推進活動計画を着 実に実施す	
		るよう指導・支援・進捗管理を行うなど、当該取組 方針の徹底を図っ	

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ													
評価対象となる指標 達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)							
	(前中期目標期間						当該年度までの累積値							
	最終年度値等)						等、必要な情報							
農業者年金記録管理システ 対前年度増	加農業委員会													
ムを利用した届出書等の作	26.14% (29年度)	30.66%	34. 07%	35. 20%	35. 44%									
成割合		(対前年比117.3)	(対前年比111.1)	(対前年比103.3)	(対前年比100.7)									
	農業協同組合													
	32.11%(29年度)	35. 70%	38. 36%	40.09%	40. 32%									
		(対前年比111.2)	(対前年比107.5)	(対前年比104.5)	(対前年比100.6)									

3.	各事業年度の業務に	「係る目標、計画、業	務実績、年度評価に依	系る自己評価及び主教	第大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣	による評価
					業務実績	自己評価		
	2 電子化の推進	2 電子化の推進	2 電子化の推進			A	評定	A
	「世界最先端IT国	1のとおり業務改善	ICTの活用など業務				2つの小項目	のうち、1 項目が a
	家創造宣言・官民デー	に向けた取組を行う	の電子化による業務				評定、1項目が	b評定であり、農林
	タ活用推進基本計画」	中で、「世界最先端	改善について検討し、				水産省の評価基	と 準に基づくウエイ
	(平成29年5月30日閣	I T国家創造宣言・官	その効果が見込まれ、				トを用いて算出	した結果、「A」評
	議決定)等を踏まえ、	民データ活用推進基	かつ、実施可能なもの				定。	
	ICTの活用など業	本計画」(平成29年5	から、工程表に基づ				※3点(a)×1/2	2+2点(b)×1/2=
	務の電子化による業	月30日閣議決定)等を	き、順次、業務の電子				2. 5点	
	務改善について検討	踏まえ、ICTの活用	化を推進します。				2.5点以上3.5	点未満:A
	し、その効果が見込ま	など業務の電子化に	また、政府が進める					
	れ、かつ、実施可能な	よる業務改善につい	行政手続における書					
	ものから、工程表に基	て検討し、その効果が	面規制・押印対面規制					
	づき、順次、業務の電	見込まれ、かつ、実施	の抜本的な見直しに					
	子化を推進する。	可能なものから、工程	ついて、年金加入者か					
	特に、農業者年金記	表に基づき、順次、業	らの届出等のオンラ					
	録管理システムにつ	務の電子化を推進す	イン化の検討を行い					
	いて、利用可能な受託	る。	ます。					
	機関の全てが利用す	その際、特に、農業	なお、農業者年金記					
	ることを目指し、その	者年金記録管理シス	録管理システムやマ					

更なる利用の促進に	テムやマイナンバー	イナンバーによる情					
取り組むとともに、マ	による情報連携の業	報連携の業務につい					
イナンバーによる情	務については、次のと	ては、次のとおり取り					
報連携の業務につい	おり取り組む。	組みます。					
ては、円滑かつ着実に							
実施する。	(1)農業者年金記録管	(1)農業者年金記録管	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
	理システムの利用	理システムの利用促	_	① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和3年度業務担	評定: b	自己評価の「	b」評定が妥当で
	促進	進		当者会議」(令和3年5月開催)において、令和2年度に全業務受託機	都道府県段階の業務受託機関を対	ると認められる	0
	利用可能な業務受	基金と業務受託機	<その他の指標>	関を対象に実施したシステムの利用促進と利用状況等に関する調査の	象とした担当者会議におけるシステ		
	託機関の全てが利	関との間で「利用促	_	結果(概要)及び「令和3年度農業者年金記録管理システム普及拡大取	ム利用の働きかけ及び全業務受託機		
	用することを目指	進取組方針」を定め		組方針」(以下「普及拡大取組方針」という。)の案について説明を行	関に対して、システムの普及拡大取組		
	し、基金と業務受託	るほか、基金主催の	<評価の視点>	い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用の働きかけを依頼す	方針を送付し、利用普及を図った。		
	機関との間で「利用	会議や業務受託機関	・農業者年金記録管理シ	るとともに、令和3年6月16日付けで普及拡大取組方針を全業務受託	また、市町村段階の業務受託機関が		
	促進取組方針」を定	主催の同システム操	ステムの利用促進に	機関に通知した。	参加するシステム研修会において、シ		
	めるほか、基金主催	作研修会での同シス	取り組んだか。		ステム利用のメリット、操作方法の説		
	の会議や業務受託	テム利用のメリット	同システムを利用した	② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職	明を通じ、システムの更なる利用促進		
	機関主催の同シス	及び処理状況確認操	届出書等の作成割合	員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法	に取り組むなどしたことにより、農業		
	テム操作研修会で	作マニュアルの業務	が令和2年度実績を	等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ(令和3年度:16	委員会及び農業協同組合とも、令和		
	の同システム利用	受託機関への周知を	上回ったか。	県 延べ22日、令和2年度実績:10県 延べ15日)。	3年度の農業者年金記録管理システ		
	のメリット及び処	通じて、同システム		また、新型コロナウイルス感染症対策等のため、研修会の開催が遅れ	ムを利用した届出書等の作成割合が		
	理状況確認操作マ	の更なる利用の促進		る場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得の	令和2年度実績を上回ったことから、		
	ニュアルの業務受	に取り組みます。		ための教材(視認性の高いもの)を活用するよう、「令和3年度農業者	b評定とした。		
	託機関への周知を	特に、事務処理遅		年金業務担当者会議」(令和3年5月開催)及びブロック会議(令和3			
	通じて、同システム	延の防止及び業務の		年11・12月開催)において周知した。	(評定区分)		
	の更なる利用の促	効率化の観点から、		これらの取組により、令和4年3月末現在のシステムを利用した届出	s:数値の達成度合が120%以上で		
	進に取り組む。	届出書等の処理状況		書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに令和2	顕著な成果がある		
	特に、事務処理遅	確認機能の活用を勧		年度実績を上回った。	a:数値の達成度合が120%以上		
	延の防止及び業務	めることとし、同シ			b:数値の達成度合が100%以上		
	の効率化の観点か	ステムを利用した届		【システムを利用した届出書等の作成割合】	120%未満		
	ら、届出書等の処理	出書等の作成割合が			c : 数値の達成度合が80%以上		
	状況確認機能の活	令和2年度実績を上		業務受託機関 令和2年度 令和3年度	100%未満		
	用を進めることと	回るようにします。		農業委員会 35. 20% 35. 44%	d:数値の達成度合が80%未満		
	し、同システムを利			農業協同組合 40.09% 40.32%			
	用した届出書等の						
	作成割合を増加さ						
	せる。						
	(2) マイナンバーによ	(2) マイナンバーによ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	a
	る情報連携	る情報連携	_	マイナンバーによる情報連携については、	評定:a	特例付加年金	及び経営移譲年
	適正かつ効率的な	適正かつ効率的な		① 引き続き、政策支援加入者の地方税関係情報(農業所得額)及び農業	マイナンバーによる情報連携につ	の受給権者の実	態のある経営組
	事務処理を図る観点	事務処理を図る観点	<その他の指標>	者年金加入者の国民年金情報の照会作業を毎月行ったほか、試行運用	いては、	等の確認のため	、令和元年度に農
	から、マイナンバー	から、マイナンバー	_	 時の解決すべき課題を整理した上で、令和3年度からは、特例付加年	① 情報連携内容や連携実現に向け	所得の確認をマ	イナンバー情報

	による情報連携につ
	いて、円滑かつ着実
	に実施するため、情
	報連携内容や連携実
	現に向けて解決すべ
	き課題を検討し、連
	携実現後の業務手順
	の見直し、情報連携
	システムの運用・管
	理に取り組む。

による情報連携につ 報連携内容や連携実 現に向けて解決すべ き課題を検討し、連 携実現後の業務手順 の見直し、情報連携 システムの運用・管 理に取り組みます。

いて、円滑かつ着実 <評価の視点> に実施するため、情・適正かつ効率的な事務 処理を図る観点から、 情報連携システムの 運用・管理に取り組ん だか。

金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届の提出時における再確認し 該当者の地方税関係情報(農業所得額)の照会作業の本格運用を開始 した(令和3年7月)。

また、これらの作業を通じて得たノウハウについては、作業マニュア ② 今後の情報連携に向けて、適正か 会を現況届の事務処理期間中に行 ルの見直しに活かし、円滑かつ適切な事務を行った。

- ② 公的給付支給等口座情報の取得について、令和4年度中の運用開始に ③ さらに、令和元年度に発生した情 あることが判明した。 向けて、特定個人情報保護評価書の変更案を取りまとめ、個人情報保 護委員会との調整やパブリックコメントを経て、令和4年3月に個人 情報保護委員会の承認を得るなど着実に準備を進めた。
- ③ 今後予定されている情報連携(戸籍情報、国民年金基金連合会への情 (評定区分) 報提供等) について、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、業 務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について、外 部コンサルタント(支援業者)を活用し検討した。
- ④ なお令和元年度に発生した情報連携エラーの復旧に当たっては、シス テム開発業者等の知見を要したことから、令和3年度のシステム更新 に当たり、システム開発業者とサービス保守契約を締結した。

に実施していること

- ら検討を行っていること
- 報連携エラーについても再発防止 踏まえ、a評定とした。

- s:取組は十分であり、かつ、目標 きた。 を上回る顕著な成果がある
- を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- を要する
- 的な改善を要する

て解決すべき課題を検討し、業務 携の地方税情報の照会により試験 手順の見直しを行いながら、着実 的に実施したが、その結果、特例付 加年金等の受給権者全員の情報照 つ効率的な事務処理を図る観点かりことは、当時、情報提供ネットワ ークシステムの仕様により困難で

このため、本格的な運用を実施す の策を講じたことから、これらをるため、対象者を経営再開の疑いが ある者に絞り込む工夫を行うこと で、本格実施に繋げたことが、法人 からのヒアリング等により、確認で

また、当初予定されていない口座 a:取組は十分であり、かつ、目標 情報連携においては、「公的給付の 支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する c:取組はやや不十分であり、改善法律」(令和3年法律第38号)が令 和4年1月に施行されたことを受 d:取組はやや不十分であり、抜本けて、令和4年度中の実施に向け、 システム改修の前提となる特定個 人情報保護評価書の改定を行うと ともに、システム改修に係る工程の 道筋が立てられた。

> これらの取組を総合的に勘案し、 自己評価の「a」評定が妥当である と認められる。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一般管理費削減率	き対前年度比△3%		△4.5% (平成29年度予算 と平成30年度予算の比較)					
事業費削減率	対前年度比△1%以 上		△1.1%(平成29年度予算 と平成30年度予算の比較)					

3	. 各事業年度の業務に	上係る目標、計画、業	務実績、年度評価に依	系る自己評価及び主義	务大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		法	ら 人の業務実績	・自己評価		主務大臣	による評価
						業務実統	責		自己評価		
	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制						В	評定	В
										2つの小項目	目の全てが b 評定で
										あり、農林水産	省の評価基準に基づ
									くウエイトを用	いて算出した結果、	
										「B」評定。	
										※2点(b)×1/2	×2項目=2点
										1.5点以上2.5	5点未満:B
	(1)業務の効率化を進	(1) 一般管理費及び事	(1) 一般管理費及び事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				b	評定	b
	め、一般管理費及び	業費の削減	業費の削減	• 一般管理費削減率。	① 令和3年度の一般	管理費(人件費を	除く。) ついては、	効率化除外経	<評定と根拠>	一般管理費及	び事業費において、
	事業費(業務委託	業務の効率化を進	業務の効率化を進		費を除く効率化対象	経費を対前年度比	こで3%以上削減す	るという計画	評定: b	それぞれ自己割	価の「b」評定が妥
	費)の削減を行う。	め、一般管理費 (注)	め、一般管理費 (注)	<その他の指標>	に対して、前年度比*	で3.0%の削減とな	なった。		一般管理費(効率化除外経費を除	当であると認め	られる。
	総人件費につい	については、毎年度	については、対前年	・業務の適正な執行を確					く。) については、対前年度比で3%		
	ては、政府の方針を	平均で対前年度比で	度比で3%以上、事	保しつつ 削減率の目			(単位:千	円、%)	以上の削減を行うという計画に対し		
	踏まえつつ、適切に	3%以上、事業費(業	業費(業務委託費)	標を達成しているか。		2年度予算	3年度予算	削減率	て、対前年度比で△3.0%となったこ		
	対応する。	務委託費)について	については、対前年	・削減率が大きい場合、	一般管理費のうち	241, 845	234, 588	△3.0	とから、b評定とした。		
		は、毎年度平均で対	度比で1%以上の削	それは業務見直しや	効率化対象経費						
		前年度比で1%以上	減を行います。	効率化によるもので					(評定区分)		
		の削減を行う。	このため加入者等	あるか。	※ 効率化除外経費				s:数値の達成度合が120%以上		

このため加入者等 に対するサービス(令和2年度:固定的経費、各年度増減経費	・ 記録管理システム利用	環境調査、ク	で顕著な成果がある		
に対するサービスの 水準の維持に配慮		ローズドLANサーバ更新等)			a : 数値の達成度合が120%以上	<u> </u>	
水準の維持に配慮し つつ、コスト意識		令和3年度:固定的経費、各年度増減経費	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に係る経費、	b:数値の達成度合が100%以上	<u> </u>	
つつ、コスト意識の 徹底、計画的な調		情報提供ネットワークバージョンアップ			120%未満	<u> </u>	
徹底、計画的な調達 等を行います。					c:数値の達成度合が80%以上	<u> </u>	
等を行う。総人件費(退職手	i i				100%未満	<u> </u>	
						<u> </u>	
総人件費(退職手当 及び福利厚生費 (法					d : 数値の達成度合が80%未満	<u> </u>	
及び福利厚生費(法 定福利費及び法定外	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			<評定と根拠>	<u> </u>	
定福利費及び法定外 福利費) 並びに人事	・事業費削減率。	② 令和3年度の事業費(業務委託費)	については、効率化除	外経費を除	評定: b	<u> </u>	
福利費)並びに人事 院勧告を踏まえた給		く効率化対象経費を対前年度比で1%	%以上削減するという	計画に対し	事業費(効率化除外経費を除く。)	<u> </u>	
院勧告を踏まえた給 与改定部分を除く。)	<その他の指標>	て、前年度比で1.0%の削減となった。			については、対前年度比で1%以上の	<u> </u>	
与改定部分を除く。) については、政府の	_				削減を行うという計画に対して、対前	<u> </u>	
については、政府の 方針を踏まえつつ、			(単位:千	円、%)	年度比で△1.0%となったことから、	1	
方針を踏まえつつ、 適切に対応します。	<評価の視点>	2年度予算	3年度予算	削減率	b評定とした。	1	
適切に対応する。 (注) 人件費、農業者	F ・業務の適正な執行を確	業務委託費のうち 1,863,955	1, 845, 314	△1.0		<u> </u>	
(注)人件費、農業者年 金記録管理システ、	保しつつ 削減率の目	効率化対象経費			(評定区分)	<u> </u>	
金記録管理システム 保守経費、資金運	標を達成しているか。	※ 効率化除外経費			s : 数値の達成度合が120%以上	<u> </u>	
保守経費、資金運用管理システム経費、	・削減率が大きい場合、	令和2年度:各年度増減経費(消費税調團	と額)		で顕著な成果がある	<u> </u>	
管理システム経費、事務所借料経費、	青 それは業務見直しや	令和3年度:無			a : 数値の達成度合が120%以上	<u> </u>	
事務所借料経費、情報セキュリティ対象					b:数値の達成度合が100%以上	<u> </u>	
報セキュリティ対策 経費及び特殊要因	こ あるか。				120%未満	<u> </u>	
経費及び特殊要因により増減する経費は	ま				c:数値の達成度合が80%以上	<u> </u>	
より増減する経費は除きます。					100%未満	<u> </u>	
除く。					d:数値の達成度合が80%未満		
(2)職員の給与水準の (2)給与水準の適正化 (2)給与水準の適正	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>			<評定と根拠>	評定	b
適正化を図るため、 職員の給与水準の 職員の給与水準	<u> </u>	令和3年度人事院勧告については、令	和3年8月10日に行な	われたとこ	評定: b	自己評価の「ŀ	b」評定が妥当であ
国家公務員の給与規 適正化を図るため、 適正化を図るため、		ろである。			国家公務員の給与改定の状況を踏	ると認められる。	,
定等の状況を踏ま 国家公務員の給与規 国家公務員の給与	見 <その他の指標>	しかし、人事院勧告を踏まえた、国家	公務員給与法等が令和	4年4月に	まえた給与規程の見直しを行った。	<u> </u>	
え、必要に応じ給与 程等の状況を踏ま 程等の状況を踏ま	・国家公務員の状況を踏	改正されたところであり、基金において	も令和4年に令和3年	度の引下げ	また、その見直し内容、令和2年度	<u> </u>	
規程の見直しを行 え、必要に応じ給与 え、必要に応じ給・	まえた給与規程の見直	に相当する額について、令和4年6月の	期末手当から減額する	ことで調整	の対国家公務員地域・学歴別指数(地	<u> </u>	
い、見直しを行った 規程の見直しを行 規程の見直しを	丁 しの実施。当該見直し	を行う予定である。			域・学歴別法人基準年齢階層ラスパ	<u> </u>	
場合にはその内容をい、見直しを行ったい、見直しを行った	た 内容及びラスパイレス	また、令和3年度における規程の見直	し内容については、対	国家公務員	イレス指数)、役員報酬及び職員給与	<u> </u>	
公表するとともに、 場合にはその内容を 場合にはその内容:	指数の公表。	地域・学歴別指数(地域・学歴別法人)	基準年齢階層ラスパイ	レス指数)	水準の妥当性の検証結果を令和3年	<u> </u>	
対国家公務員地域・ 公表するとともに、 公表するとともに、	・役員報酬及び職員給与	並びに役員の報酬水準及び職員の給与	水準の妥当性の検証	結果ととも	6月末にホームページで公表したこ	<u> </u>	
学歴別指数(地域・ 対国家公務員地域・ 対国家公務員地域	水準の妥当性の検証の	に、基金ホームページにおいて令和4年	6月に公表することと	している。	とから、b評定とした。	1	
学歴別法人基準年齢 学歴別指数(地域・ 学歴別指数(地域	実施。当該検証結果の	なお、令和2年度の給与水準の適正化	の取組の進捗状況等に	ついても基		1	
階層ラスパイレス指 学歴別法人基準年齢 学歴別法人基準年	公表。	金ホームページにおいて令和3年6月に	公表した。		(評定区分)	1	
数)を公表する。 階層ラスパイレス指 階層ラスパイレス	É				s:取組は十分であり、かつ、目標	1	
また、役員の報酬水数)を毎年度公表す数)を公表します。	<評価の視点>				を上回る顕著な成果がある	1	
準及び職員の給与水 る。 また、役員の報	・国家公務員の給与改定				a:取組は十分であり、かつ、目標	1	

1	準については、毎年	また、役員の報酬水	水準及び職員の給与	状況を踏まえた給与規	【対国家公務員地域・学歴別指数】		或・学歴別指数】	を上回る成果がある
月	度、その妥当性を検	準及び職員の給与水	水準については、そ	程の見直しを行い、当		令和2年度	98. 5	b:取組は十分である
訂	証し、その検証結果	準については、毎年	の妥当性を検証し、	該見直し内容及びラス		令和元年度	101.6	c:取組はやや不十分であり、改善
13	こついてホームペー	度、その妥当性を検	その検証結果につい	パイレス指数を公表し				を要する
રૂં	ジにおいて公表す	証し、その検証結果	てホームページにお	ているか。				d:取組はやや不十分であり、抜本
7	る。	についてホームペー	いて公表します。	・役員報酬及び職員給与				的な改善を要する
		ジにおいて公表す		水準の妥当性の検証を				
		る。		行い、当該検証結果を				
				公表しているか。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間						当該年度までの累積値
			最終年度値等)						等、必要な情報
	一者応札 • 応募件数	前中期計画期間の		6件	1件	2件	12件		
		平均(6件)以下							
	随意契約件数	前中期計画期間の		8件	5件	7件	4件		
		平均(8件)以下							

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
調達の合理化	4 調達の合理化	4 調達の合理化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
公正かつ透明な調達	公正かつ透明な調	公正かつ透明な調	・随意契約件数。	調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、入札	評定:B	競争参加者増加のための取組
手続による適切で迅速	達手続による適切で、	達手続による適切で、	・一者応札・応募件数。	案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホー	調達等合理化計画に基づき、競争参	行った結果、随意契約件数は、認
かつ効果的な調達を実	迅速かつ効果的な調	迅速かつ効果的な調		ムページで公表するとともに、オープンカウンター方式による調達を行っ	加者増加のための取組を行った結果、	等合理化計画で掲げる目標8件
現する観点から、「独立	達を実現する観点か	達を実現する観点か	<その他の指標>	た。	随意契約件数は目標件数を下回った	内に対して実績4件となり、目標
行政法人における調達	ら、「独立行政法人に	ら、「独立行政法人に	・一般競争入札等の実	令和3年度における競争性のない随意契約は4件であり、「調達等合理	が、一者応札・応募件数は目標件数	達成した。
等合理化の取組の推進	おける調達等合理化	おける調達等合理化	施。	化計画」で掲げる目標(8件以内)を下回った。	を上回った。	一方、一者応札・応募件数は、
について」(平成27年5	の取組の推進につい	の取組の推進につい		一方、一者応札・応募数は12件であり、「調達等合理化計画」で掲げる	一者応札・応募件数が目標件数を	標6件以内に対して実績12件と
月25日総務大臣決定)に	て」(平成27年5月25	て」(平成27年5月25	<評価の視点>	目標(6件以内)を上回った。	上回った原因は、制度改正(特殊要	り目標を上回ったが、制度改正に
基づき策定する「調達	日総務大臣決定) に基	日総務大臣決定) に基	・契約について、原則と	1 者応札・応募件数のうち7件は、令和4年からの制度改正のための記	因) におけるやむを得ない結果であ	るシステム改修等のため、短期間
等合理化計画」につい	づき基金が策定する	づき基金が策定する	して一般競争入札に	録管理システム改修等の案件で、専門性が極めて高い上、最短1年で対応	り、実質的な一者応札応募件数は5	対応する必要があり、他社での対
て着実に実施する。	「調達等合理化計画」	「調達等合理化計画」	よるものとするほか、	する必要があり、他社での対応が困難であったという特殊要因でやむを得	件 (12件-7件) であることからB評	が困難というやむを得ない事情
	に盛り込んだ取組に	に盛り込んだ取組に	適正化を推進してい	ない結果であると考える。	定とした。	よるもの7件が含まれる。
	ついて着実に実施し、	ついて着実に実施し、	るか。	なお、上記特殊要因を除いた件数は5件であり、目標件数を下回る結果		この特別な事情を考慮し、当誌
	随意契約件数及び一	随意契約件数及び一		となっている。	(評定区分)	件(7件)を除くと5件となるた
	者応札・応募件数につ	者応札・応募件数につ		契約については原則として一般競争入札によるものとし、少額随意契約	S:取組は十分であり、かつ、目標	自己評価の「B」評定が妥当では
	いて、前中期目標期間	いて、前中期目標期間		を除く随意契約については契約締結前に契約審査委員会に付議し、審査を	を上回る顕著な成果がある	と認められる。
	の件数の平均以下と	の件数の平均以下と		受けている。	A:取組は十分であり、かつ、目標	
	なるようにする。	なるようにします。			を上回る成果がある	
					B:取組は十分である	
					C:取組はやや不十分であり、改善	

		を要する
		D: 取組はやや不十分であり、抜本
		的な改善を要する

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			В	評定 B
						2つの小項目の全てがb評定て
						あり、農林水産省の評価基準に基づ
						くウエイトを用いて算出した結果、
						「B」評定。
						※2点(b)×1/2×2項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
1)組織体制の整備	(1)組織体制の整備	(1) 組織体制の整備	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
各部署の業務量の	各部署の業務量の	各部署の業務量の	_	職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
動向等に対応して、	動向等に対応して、	動向等に対応して、		向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な	組織体制及び人員配置について、	ると認められる。
業務全体を効率的か	業務全体を効率的か	業務全体を効率的か	<その他の指標>	組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直	継続的な点検を行い、必要な組織体制	
つ効果的に運営でき	つ効果的に運営でき	つ効果的に運営でき	・組織体制及び運営につ	しや弾力的な人員配置を行った。	等の見直しを行ったことから、b 評定	
る体制を確保する観	る体制を確保する観	る体制を確保する観	いての継続的点検。	また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぐため、テレワークを	とした。	
点から、組織の体制	点から、組織体制及	点から、組織の体制	・必要に応じた適切な組	推進した。このため、業務部以外の職員が使用するパソコンについては、		
及び運営について継	び運営について継続	及び運営について継	織体制や人員配置へ	令和3年7月に、テレワーク対応の機器への入れ替えを行い、職員がテレ	(評定区分)	
続的に点検し、必要	的に点検し、必要に	続的に点検し、必要	の見直し。	ワークを実施できる環境を整えた。なお、業務部職員については、被保険	s:取組は十分であり、かつ、目標	
に応じ、適切な組織	応じ、適切な組織体	に応じ、適切な組織		者等の個人情報を扱う業務上、テレワークを行うことが困難なため、まん	を上回る顕著な成果がある	
体制や人員配置への	制や人員配置への見	体制や人員配置への	<評価の視点>	延防止等重点措置期間のうち令和4年1月31日から同年3月25日ま	a:取組は十分であり、かつ、目標	
見直しを行う。	直しを行う。	見直しを行います。	・組織体制及び人員配置	での期間においては、実務担当職員を2班に分けて、執務室を別にして職	を上回る成果がある	
			について継続的な点	員間の接触を減らす体制とした。	b:取組は十分である	
			検を行っているか。	自己都合退職者(2名)に伴う欠員補充のため、令和3年11月1日	c:取組はやや不十分であり、改善	
			・必要に応じた適切な組	付けで情報管理課に職員を1名、令和4年1月1日付けで給付課に職員を	を要する	
			織体制や人員配置へ	1名新規に採用した。また、給付課については、退職日から採用までの間	d:取組はやや不十分であり、抜本	
			の見直しを行ってい	の業務量を勘案し、令和3年9月1日~令和4年2月28日まで非常勤職	的な改善を要する	

			るか。	員を履	雇用し弾力的な人員配置を行	うった。			
(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	<主な定量的指標>	<主要	要な業務実績>		<評定と根拠>	評定	b
「働き方改革実行計	「働き方改革実行計	「働き方改革実行計	_	1	ワークライフバランスの改	善について	評定: b	自己評価の「	b」評定が妥当であ
画」(平成29年3月28	画」(平成29年3月28	画」(平成29年3月28		ア	定時退庁の推進、超過勤務の	の縮減及び計画的な業務の執行等につい	働き方改革の推進について、継続的	ると認められる	0
日働き方改革実現会	日働き方改革実現会	日働き方改革実現会	<その他の指標>	-	て、役員部課長会などの機会	を捉えて職員に周知しており、特に超過	な点検を行い、必要な見直しを行った		
議決定)を踏まえ、	議決定)を踏まえ、	議決定)を踏まえ、	・ワークライフバランス	拼	動務については、管理職への	事前登録を徹底するなど縮減に努めてい	ことから、b評定とした。		
業務の効率化を進	業務の効率化を進	業務の効率化を進	の改善。	Ž	5.		(評定区分)		
め、超過勤務の縮減、	め、超過勤務の縮減、	め、超過勤務の縮減、	• 専門研修、資格取得支		また、新型コロナウイルス	の感染症拡大防止にも配慮しつつ、引	s:取組は十分であり、かつ、目標		
男性職員の育児休業	男性職員の育児休業	男性職員の育児休業	援など職員の人材育成	3	き続き、計画的な業務運営に	2努めていく。	を上回る顕著な成果がある		
取得など職員のワー	取得など職員のワー	取得など職員のワー	に取組んでいるか。				a:取組は十分であり、かつ、目標		
クライフバランスの	クライフバランスの	クライフバランスの			【基金全体の超過勤務時	間】	を上回る成果がある		
改善に取り組むとと	改善に取り組むとと	改善に取り組むとと	<評価の視点>		△和○左 英	0.0100+88	b:取組は十分である		
もに、独立行政法人	もに、独立行政法人	もに、独立行政法人	・ワークライフバランス		令和3年度	3, 316時間	c:取組はやや不十分であり、改善		
として専門性の高い	として専門性の高い	として専門性の高い	の改善や専門研修、資		令和 2 年度	4, 250時間	を要する		
業務を適切に遂行す	業務を適切に遂行す	業務を適切に遂行す	格取得支援など職員の		1124 11011		d:取組はやや不十分であり、抜本		
る観点から、専門研	る観点から、専門研	る観点から、専門研	人材育成に取組んでい		対前年同期比 	△934時間(78%)	的な改善を要する		
修や資格取得支援、	修や資格取得支援、	修や資格取得支援、	るか。						
若手職員や女性職員	若手職員や女性職員	若手職員や女性職員							
の活躍の場を積極的	の活躍の場を積極的	の活躍の場を積極的							
に設けるなど職員の	に設けるなど職員の	に設けるなど職員の		イ	男性職員の育児休業取得に	こついて、平成31年3月に関係諸規定等			
人材育成に積極的に	人材育成に積極的に	人材育成に積極的に		の身	見直しを行う等、取得しやす	「い環境整備に努めている。(令和3年			
取り組み、働き方改	取り組み、働き方改	取り組み、働き方改		度复	実績:1名取得。なお、令和	口4年度には1名が取得する予定であ			
革を積極的に推進す	革を積極的に推進す	革を積極的に推進し		る。)					
る。	る。	ます。							
					人材育成について				
				ア	専門研修について				
						ご遂行する観点から、資金部職員を対象と			
						肝修等を実施した。(令和3年度実績:			
					2件)				
				イ	資格取得支援について				
						E綱を作成し、職員が資格を取得しやす			
					環境整備に努めている。(令詞				
				ウ 	若手職員や女性職員の活躍				
						事務研修への派遣(毎年)及び、女性職			
						登用(平成30年度までは1名のところ			
						5%)、令和3年度までに4名(課長相当			
						員。令和4年度の見込みは4名。)を行っ			
				1 7	た。				

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	7価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に	第3 財務内容の改善に	第3 財務内容の改善に			В	評定 B
関する事項	関する事項	関する事項				1つの中項目が「B」評
						定であるため。
						※2点(B)×1/1=2点
						1.5点以上2.5点未満: F
1 業務の効率化を反映	財務内容の改善に関す	財務内容の改善に関す			В	評定 B
した予算の策定と遵	る事項	る事項				5つの小項目のうち、1
守						項目が a 評定、4 項目が b
「第4 業務の効率						評定であり、農林水産省の
化に関する事項」に定						評価基準に基づくウエイ
める事項を踏まえた						トを用いて算出した結果、
中期計画の予算を作						「B」評定。
成し、当該予算による						※3点(a)×1/5+2点(b)×
運営を行う。						1/5×4項目=2.2点
						1.5点以上2.5点未満:
	(1)業務の効率化を反映	(1)業務の効率化を反映	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	した予算の策定と遵	した予算の策定と遵	_	第4期中期計画期間(平成30~令和4年度)においては、業務の効率	評定: b	自己評価の「b」評定が
	守	亏		化を進め、一般管理費(※)については、毎年度平均で対前年度比で3%	業務の効率化に関する事項を踏まえた令和	妥当であると認められる。
	「第2 業務の効率	「第2 業務の効率	<その他の指標>	以上、事業費(業務委託費)については毎年度平均で対前年度比で1%以	3年度計画の予算を作成し、当該予算による	
	化に関する目標を達	化に関する目標を達	_	上の削減を行うこととしており、この方針通り令和3年度計画の予算を作	運営を行ったことから、b評定とした。	
	成するためとるべき	成するためとるべき		成し、運営を行った。		
	措置」に定める事項を	措置」に定める事項を	<評価の視点>	※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経	(評定区分)	
	踏まえた中期計画の	踏まえた年度計画の	・「第2 業務の効率化	費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	予算を作成し、当該予	予算を作成し、当該予	に関する目標を達成	する経費を除く。	上回る顕著な成果がある	

	算による運営を行う。	算による運営を行い	するためとるべき措		a : 取組は十分であり、かつ、目標を		
		ます。	置」に定める事項を踏		上回る成果がある		
			まえた年度計画の予		b:取組は十分である		
			算を作成し、運営を行		c:取組はやや不十分であり、改善を		
			ったか。		要する		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的		
					な改善を要する		
2 決算情報・セグメン	(2)決算情報・セグメン	(2)決算情報・セグメン	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
ト情報の開示	ト情報の開示	ト情報の開示	_	セグメント情報を令和3年度決算において整理し、主務大臣から決算	評定: b	自己評価の	 o「b」評定か
財務内容等の一層の	セグメント情報を決	セグメント情報を決		が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。	セグメント情報を令和2年度決算において	妥当であると	:認められる
透明性を確保する観	算において整理し、決	算において整理し、決	<その他の指標>	なお、令和2年度決算においても基金ホームページにおいて令和3年8	整理し、令和3年8月に基金ホームページで		
点から、決算情報や、	算が主務大臣から承	算が主務大臣から承	_	月に公表した。	公表したことから、b評定とした。		
業務内容等に応じた	認され次第、速やかに	認され次第、速やかに					
適切な区分に基づく	開示する。	開示します。	<評価の視点>		(評定区分)		
セグメント情報の開			・セグメント情報を整理		b : 速やかに開示している		
示を徹底する。			し、速やかに開示した		d : 速やかに開示していない		
·			か。				
3 業務達成基準に基づ	(3)業務達成基準に基づ	(3)業務達成基準に基づ		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
く会計処理の適切な	く会計処理の適切な	く会計処理の適切な	_	 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の	評定: b	自己評価の	
実施	実施	実施		 業務 ごとに令和3年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期	収益化単位の業務ごとに令和3年度予算の	妥当であると	:認められる
独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	<その他の指標>	 中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前(令和3	当初配分及び再配分を計画的に行ったことか		
準の改訂(平成12年2	準の改訂(平成12年2	準の改訂(平成12年2	_	年12月末)までに再配分を行った。	ら、b評定とした。		
月16日独立行政法人	月16日独立行政法人	 月16日独立行政法人					
会計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、	<評価の視点>		(評定区分)		
平成27年1月27日改	平成27年1月27日改		・業務達成基準に基づく		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
訂)等により、運営費	訂)等により、運営費				上回る顕著な成果がある		
交付金の会計処理と	交付金の会計処理と	交付金の会計処理と	施したか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
して、業務達成基準に	して、業務達成基準に	して、業務達成基準に	-		上回る成果がある		
よる収益化が原則と	よる収益化が原則と	よる収益化が原則と			b: 取組は十分である		
されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、			c: 取組はやや不十分であり、改善を		
引き続き、収益化単位	収益化単位の業務ご	収益化単位の業務ご			要する		
の業務ごとに予算と	とに予算と実績を管	とに予算と実績を管			d: 取組はやや不十分であり、抜本的		
実績を適切に管理し、	理する体制を構築す	理する体制を構築し			な改善を要する		
次年度の予算の配分	る。	ます。					
に反映する。		/ 0					
	(4)貸付金債権等の適切	(4)貸付金債権等の適切	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
な管理等	な管理等	な管理等	_	すべての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権につい	評定:b		
旧制度に基づく農地	旧制度に基づく農地	農地等取得資金貸付		 て、令和3年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託	すべての債権について、債権分類の見直し		
等取得資金貸付金債	等取得資金貸付金債		<その他の指標>		を行いこれに基づき適切な管理・回収を実施		
権及び農地等割賦売	権及び農地等割賦売			また、農地等担保物件の評価の見直しを行った。	した。		
渡債権の管理を適切	渡債権については、す	は、すべての債権につ		 ※ 令和3年度債権分類及び担保物件評価の見直し実績:26件	また、担保物件についても評価の見直し		

に行い、これらの債権	べての債権について、	いて、債権分類の見直	<評価の視点>						を行ったことからb評定とした。		
の円滑かつ確実な回	毎年度、債権分類の見	し及び農地等担保物	・貸付金債権等の管理・								
収に努める。	直しを行い、担保物件	件の評価の見直しを	回収を適切に行って						(評定区分)		
	の確認等を踏まえた	行い、債権の管理を適	いるか。						s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	農地等担保物件の評	切に行います。							上回る顕著な成果がある		
	価の見直しを行う。	また、業務受託機関							a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	また、業務受託機関	との連携等により、こ							上回る成果がある		
	との連携等により、こ	れらの債権の円滑か							b: 取組は十分である		
	れらの債権の円滑か	つ確実な回収に努め							c:取組はやや不十分であり、改善を		
	つ確実な回収に努め	ます。							要する		
	る。								d:取組はやや不十分であり、抜本的		
									な改善を要する		
5 長期借入金の適切な	(5)長期借入金の適切な	(5)長期借入金の適切な	<主な定量的指標>	<主要な業務実績	責>				<評定と根拠>	評定	a
実施	実施	実施	_	法附則第17条第	2項の規定に基	づき、長期作	昔入金は市中	中金利情勢等を	評定: a	世界的に会	金利上昇が進
独立行政法人農業者	独立行政法人農業者	独立行政法人農業者		考慮し、競争入札を	を行うことにより	極力有利な	条件での借え	入れを行った。	世界的に金利上昇が進むと見込まれる中、	むと見込まれ	ぃる一方で、国
年金基金法(平成14年	年金基金法(平成14年	年金基金法(平成14年	<その他の指標>						国内では金融緩和政策の継続により中短期金	内の低金利頭	環境下におい
法律第127号)附則第	法律第127号) 附則第	法律第127号) 附則第	・市中金利情勢等。	借入年月日	借入れの相手方	借入金額	借入利率	償還期限	利は引き続き低位で推移している。そのよう	て、丁寧な招・	へい活動を行
17条第2項の規定	17条第2項の規定	17条第2項の規定	・応札倍率。		(金融機関数)	(百万円)	(平均金利)		な金利環境から市中金融機関の応札が消極化	こうとともに、ī	市中金融機関
による長期借入金を	による長期借入金を	による長期借入金を		令和4年2月1日	4機関	50,800	0.000%	5年8月8日	する中にあっても、支援業者と連携し、入札	が応札しやす	すいように借
するに当たっては、市	するに当たっては、市	するに当たっては、市	<評価の視点>						参加者への丁寧な招へい活動を行うととも	入期間を調整	をし、年度毎の
中の金利情報等を考	中の金利情報等を考	中の金利情報等を考	・極力有利な条件での借	・競争入札に:	おける応札倍率:	4.49倍			に、今後の年金給付費の推移や償還金額等を	借入金額のゴ	平準化を図っ
慮し、極力有利な条件	慮し、極力有利な条件	慮し、極力有利な条件	入れを行っているか。	・入札日(4	年1月19日)にお	3ける市中金	利		勘案した上で、市中金融機関が応札しやすい		
での借入れを図る。	での借入れを図る。	での借入れを図りま			0.085%、政府保記				ように、引き続き借入期間を調整し、年度毎	事実上最も低	といい.000%と
		す。		・同時期実施	の特別会計(※)	借入金(5年	年): 0.000%	%	の借入金額の平準化を図ったことにより、借入		
					有林野事業債務管		ŀ		利率が事実上最も低い0.000%となったことか		
				・基金の I R	活動先 5金融機	後 関			ら、a評定とした。	とから、自己	
										評定が妥当で	であると認め
				(参考)					(評定区分)	られる。	
					5マイナス金利導						
				借入年月日	応札倍率	借入利率(5		借入期間	上回る顕著な成果がある		
				平成29年2月3日			0. 1022%	5年	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
				29年11月2日			0. 087%	4年程度	上回る成果がある		
				30年2月2日			0. 038%	3年程度	b:取組は十分である		
				30年11月5日			0.000%	1年程度	c: 取組はやや不十分であり、改善を		
				31年2月5日			0.000%	4年程度	要する		
				令和2年1月31日			0.000%	3年	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
				3年2月1日			0.000%	3年	な改善を要する		
				4年2月1日	4. 49		0.000%	1年半			

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 4	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計	画及び資金計画	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務実	績・ 自己誣		主発-	大臣による評価
	1 沙山區	十次时间	工,空山[[[1]]]113							人はんその山間
	第4 予算(人件費の見	第4 予算(人件費の見積	Ī) (4) 4) 5 C/I	^		В	評定	В
	積りを含む。)、収支計	りを含む。)、収支計	-						1つの日	ーー 中項目が「B」評定
	画及び資金計画	画及び資金計画							あったため	 <i> </i>
									※2点(B)>	×1/1=2点
									1.5点以	、上2.5点未満:B
								В	評定	В
									2つの/	小項目の全てが b i
									であり、農	農林水産省の評価基
									に基づくり	ウエイトを用いて箏
									した結果、	「B」評定。
									※2点(b)>	×1/2×2項目=2点
									1.5点以	、上2.5点未満:B
	別紙	別紙	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>(再掲)			b	評定	b
			• 一般管理費削減率。	① 令和3年度の一般	管理費(人件費を	除く。) ついては、	効率化除外経	<評定と根拠>(再掲)	一般管理	理費及び事業費に
				費を除く効率化対象	2経費を対前年度比	とで3%以上削減す	^ト るという計画	評定: b	て、それそ	ぞれ自己評価の「1
			<その他の指標>	に対して、前年度比	で3.0%の削減とな	なった。		一般管理費(効率化除外経費を除く。)	評定が妥	当であると認め
			_					については、対前年度比で3%以上の削減	域 る。	
					,	(単位:	: 千円、%)	を行うという計画に対して、対前年度比で	3	
			<評価の視点>		2年度予算	3年度予算	削減率	△3.0%となったことから、b 評定とした。		
			・業務の適正な執行を確	一般管理費のうち	241, 845	234, 588	△3. 0			
			保しつつ 削減率の目	効率化対象経費				(評定区分)		
			標を達成しているか。					s:数値の達成度合が120%以上で		
			・削減率が大きい場合、	※ 効率化除外経費				顕著な成果がある		
			それは業務見直しや	令和2年度:固定的	経費、各年度増減経費	, (記録管理システムを	利用環境調査	a : 数値の達成度合が120%以上		

	物率化によるもので	<i>t</i> 7 → →	`ドLANサーバ更新等)		b:数値の達成度合が100%以上	1	I
	っるか。			(農業者年金制度の改正に係る経費	120%未満		
		情報提供	ミネットワークハ゛ーシ゛ョンアッフ゜ 対	対応経費等)	c:数値の達成度合が80%以上		
					100%未満		
					d:数値の達成度合が80%未満	1	
		<主要な業務実績>(阝			<評定と根拠> (再掲)		
· 事	F業費削減率。 (2)	② 令和3年度の事業費	費(業務委託費)に	こついては、効率化除外経費を除	評定: b		
		く効率化対象経費を対	対前年度比で1%	以上削減するという計画に対し	事業費(効率化除外経費を除く。)につ		
< < < < < < < < < < < < < < < < < < < <	の他の指標>	て、前年度比で1.0%	の削減となった。		いては、対前年度比で1%以上の削減を行		
	-				うという計画に対して、対前年度比で		
				(単位:千円、%)	\triangle 1.0%となったことから、 b 評定とした。		
	価の視点>		2年度予算	3年度予算 削減率			
· **	務の適正な執行を確	業務委託費のうち	1, 863, 955	1, 845, 314 △1. 0	(評定区分)		
	としつつ 削減率の目	効率化対象経費			s : 数値の達成度合が120%以上で		
標	栗を達成しているか。		·		顕著な成果がある		
・削	減率が大きい場合、	※ 効率化除外経費			a : 数値の達成度合が120%以上		
	れは業務見直しや	令和2年度:各年度増	減経費(消費税調整	額)	b:数値の達成度合が100%以上		
効	b 率化によるもので	令和3年度:無			120%未満		
The state of the s	っるか。				c:数値の達成度合が80%以上		
					100%未満		
					d : 数値の達成度合が80%未満		
<主	な定量的指標>	 <主要な業務実績>			<評定と根拠>	評定 b	
	-	予算、収支計画、資金	計画に基づき、法。	人における資金の配分を行った。	 評定: b	自己評価の「b」	が妥当であ
		(予算、収支計画、資金	金計画の計画と実績	績との比較は財務諸表を参照。)	- 予算、収支計画、資金計画に基づき、法	ると認められる。	
	の他の指標>				 人運営における資金の配分を行ったこと		
	·算、収支計画、資金				から、b評定とした。		
	· 画。						
					(評定区分)		
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	算、収支計画、資金				上回る顕著な成果がある		
	ナー はない はんに とう				a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	おける資金の配分を				上回る成果がある		
					上回の成果がある b:取組は十分である		
	fっているか。 						
					c:取組はやや不十分であり、改善を エナス		
					要する		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的		
					な改善を要する		

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第5 短期借入金の限度額 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間						当該年度までの累積値等、必
			最終年度値等)						要な情報
	短期借入金実績	2億円(限度額)			_	_	_		・運営費交付金の受入遅延による場
									合の限度額は2億円
		702億円(限度額)		_	_	_	_		・長期借入金が一時的に調達困難と
									なった場合等の限度額は702億円

期目標中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務争	尾績・自己評価	主務	大臣による評価
			業務実績	自己評価		
第5 短期借入金の限	第5 短期借入金の限度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	_
度額	額	・借入限度額。	短期借入金については、実績がなかった。	評定:一	短期借	入金の実績はなか
1 2億円	1 運営費交付金の受入				たため、	評価は行わない。
(想定される理由)	れの遅延による資金の	<その他の指標>		(評定区分)		
運営費交付金の受	不足となる場合におけ	_		B:限度額の範囲である		
入れの遅延。	る短期借入金の限度額			D:限度額の範囲を超えた		
	は、2億円とします。	<評価の視点>				
2 702億円		借入限度額の範囲内で				
(想定される理由)	2 独立行政法人農業者	あったか。				
独立行政法人農業	年金基金法(平成114年					
者年金基金法附則第	法律第127号)附則第17					
17条第2項の規定に	条第2項の規定に基づ					
基づく長期借入金の	く長期借入金に関して、					
一時的な調達困難。	一時的に調達が困難					
	になった場合等の短期					
	借入金の限度額は、702					
	億円とします。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第6-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費	の効率化に関する目標を含む。)	
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 元年度 4年度 (参考情報) 達成目標 基準値 30年度 2年度 3年度 当該年度までの累積値等、必要な情報 (前中期目標期間最 終年度値等) 年度末の常勤職員数 74人以下 29年度末 74人 72人 74人 72人 71人

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	平価	主務大臣による評価
1 791 11 100	1 20111 124	ТДПЫ	工, 211 [四11.12]	業務実績	自己評価	上初八口(5 5 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
 第6 その他業務運営に	第6 その他主務省令で	 第6 その他主務省令で		71. 447.500	В	評定 B
関する重要事項	定める業務運営に	定める業務運営に				6つの中項目の全てがB評定であ
	関する事項	関する事項				り、農林水産省の評価基準に基づくウ
						エイトを用いて算出した結果、「B」記
						定。
						※2点(B) ×1/6×6項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
	1 職員の人事に関する	1 職員の人事に関する			В	評定 B
	計画(人員及び人件費	計画(人員及び人件費				2つの小項目の全てが b 評定で
	の効率化に関する目	の効率化に関する目				り、農林水産省の評価基準に基づく
	標を含む。)	標を含む。)				エイトを用いて算出した結果、「B」
						定。
						※2点(b)×1/2×2項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
	(1) 方針	(1) 方針	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	農業者年金事業や	農業者年金事業や	_	① 職員研修実施計画に基づき、「令和3年度研修実施計画」を策	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である
	年金資産の運用に関	年金資産の運用に関		定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員につ	新任者研修や専門研修を実施し人材の	と認められる。
	する研修等により専	する研修等により専	<その他の指標>	いては、農業者年金基金の業務全般についての研修を4月に実	育成を図った。	
	門的知識を有する人	門的知識を有する人	・専門研修の実施。	施した。	また、ヒアリング等の実施を踏まえ、	
	材の育成を図るとと	材の育成を図るとと	・業務量に応じた適正な	資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専	業務量に応じた適正な人員配置を行った	
	もに、基金全体の業	もに、基金全体の業	人員配置。	門家を講師とした資産運用に関する基本的な研修を令和4年1	ことから、b評定とした。	
	務量を適切に見積も	務量を適切に見積も		月18日に実施した。		
	り、業務量に応じた	り、業務量に応じた	<評価の視点>	資金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資産	(評定区分)	
	適正な人員配置を	適正な人員配置を行	・専門的知識を有する人	運用の専門家を講師とした資産運用に関する専門的な研修を令	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	う。	います。	材の育成を図る。	和4年3月30日に実施した。	上回る顕著な成果がある	

			・基金全体の業務量を適	1	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
			切に見積もり、業務量	なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解	上回る成果がある		
			に応じた適正な人員配	度テストを実施した。	b:取組は十分である		
			置を行っているか。		c : 取組はやや不十分であり、改善を		
			(② 職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署	要する		
				の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努め、業務量に応	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
				じた適正な人員配置を行った。	な改善を要する		
	(2) 人員に関する指標	(2)人員に関する指標	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>(総務課)	<評定と根拠>	評定	b
	期末の常勤職員数	年度末の常勤職員	• 常勤職員数。	令和3年度末の常勤職員数は72人であり、引き続き定員を上回	評定: b	自己評価の「b	」評定が妥当である
	を期初を上回らない	数を74人とします。		らないよう措置する。(3月30日 2名退職)	令和3年度末の常勤職員は72人である	と認められる。	
	ようにする。		<その他の指標>		ことから、b評定とした。		
		(参考)	_				
	(参考1)	人件費総額見込み			(評定区分)		
	期初の常勤職員数	707百万円	<評価の視点>		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	74人		・常勤職員数が74人を上		上回る顕著な成果がある		
			回っていないか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	(参考2)				上回る成果がある		
	中期目標期間中の人				b:取組は十分である		
	件費総額見込み				c:取組はやや不十分であり、改善を		
	3,330百万円				要する		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的		
					な改善を要する		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-2 積立金の処分に関する事項 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 積立金の処分に関す	2 積立金の処分に関す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
	る事項	る事項	_	前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越	評定:B	自己評価の「B」評定が妥当である
	前中期目標期間繰越	前中期目標期間繰越		した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について	前中期目標期間から繰り越した貸付金	と認められる。
	積立金のうち、前中期	積立金のうち、前中期	<その他の指標>	は、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部	等債権が当期に償還されたことによる現	
	目標期間から繰り越	目標期間から繰り越	・預貯金の経費への充当。	に充当する予定である。	預金について、本中期目標期間の最終年	
	した貸付金等債権が	した貸付金等債権が			度までの間に計画どおり充当する予定で	
	当期に償還されたこ	当期に償還されたこ	<評価の視点>		あることから、B評定とした。	
	とによる現預金及び	とによる現預金及び	・積立金の処分が適切で	5		
	前中期目標期間中に	前中期目標期間中に	あるか。		(評定区分)	
	自己収入財源で取得	自己収入財源で取得			B:積立金の処分は適切である	
	し、本中期目標期間へ	し、本中期目標期間へ			D:積立金の処分は不適切である	
	繰り越した無形固定	繰り越した無形固定				
	資産の資産評価額を	資産の資産評価額を				
	次の経費に充当する。	次の経費に充当しま				
	(1) 旧年金給付費	す。				
	(2) 旧年金給付のため	(1) 旧年金給付費				
	の借入金にかかる	(2) 旧年金給付のため				
	経費 (利子及び事務	の借入金にかかる経				
	費を含む。)	費(利子及び事務費				
	(3) 旧年金給付のため	を含む。)				
	の農業者年金記録	(3) 旧年金給付のため				
	管理システムの開	の農業者年金記録管				
	発にかかる経費	理システムの開発に				
	(4) 旧年金勘定と農地	かかる経費				
	売買貸借等勘定に	(4) 旧年金勘定と農地				

おける前中期目標	売買貸借等勘定にお
期間から繰り越し	ける前中期目標期間
た貸付金債権の償	から繰り越した貸付
却にかかる費用	金債権の償却にかか
(5) 前中期目標期間中	る費用
に自己収入財源で	(5) 前中期目標期間中
取得し、本中期目標	に自己収入財源で取
期間へ繰り越した	得し、本中期目標期
無形固定資産の減	間へ繰り越した無形
価償却に要する費	固定資産の減価償却
用等	に要する費用等

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-3 内部統制の充実・強化 当該項目の重要度、難易度 ー 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
内部統制の充実・強	3 内部統制の充実・強	3 内部統制の充実・強			В	評定 B
化	化	化				4つの小項目の全てが b 評定で
内部統制は、理事長	業務方法書に定める	業務方法書に定める				り、農林水産省の評価基準に基づく
による適切なマネジ	内部統制に関する基	内部統制に関する基				エイトを用いて算出した結果、「B」
メントの下、基金が効	本的事項を適切かつ	本的事項を適切かつ				定。
果的かつ効率的に業	確実に実施するとと	確実に実施するとと				※2点(b) ×1/4×4項目=2点
務を運営していくた	もに、内部統制システ	もに、内部統制システ				1.5点以上2.5点未満:B
めの重要なツールで	ムの有効性について、	ムの有効性について、				
あり、適切なモニタリ	不断に点検・見直しを	不断に点検・見直しを				
ングを通じ継続的に	行い、その徹底又は有	行い、その徹底又は有				
改善しつつ、PDCAサイ	効性の向上を図る措	効性の向上を図る措				
クルが有効に働くマ	置を講じるなど、内部	置を講じるなど、内部				
ネジメントが行われ	統制システムの充実・	統制システムの充実・				
ることが重要である。	強化に取り組む。	強化に取り組みます。				
このため、業務方法	(1)経営管理会議によ	(1)経営管理会議によ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
書に定める内部統制	る内部統制の充実・	る内部統制の充実・	_	① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」(以下「行	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
に関する基本的事項	強化	強化		動指針」という。)に従って業務に取り組むよう、理事長から新	理事長が、「独立行政法人農業者年金基	と認められる。
を適切かつ確実に実	理事長は、内部統制	理事長は、役職員	<その他の指標>	任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事	金役職員の行動指針」を役職員に周知し	
施するとともに、内部	の基本方針に基づ	が、基金の目的を達	・理事長による内部統制	務室内に掲示して周知の徹底を図った。	たこと、また、経営管理会議等において、	
統制システムの有効	き、経営管理会議に	成するよう使命感を	の取組の指示。		中期計画・年度計画の進捗管理、業務実	
性について、不断に点	おいて内部統制に関	持ち、法令を遵守し		② 令和3年4月から令和4年3月までに経営管理会議を17回開	績の自己評価の実施等、内部統制に関す	•
検・見直しを行い、そ	する取組状況を把握	高い倫理観を持って	<評価の視点>	催した。	る取組状況の把握と必要な指示を行うと	
の徹底又は有効性の	し、必要な指示、モ	仕事に取り組むよ	・理事長は、「役職員の行	内部統制については、法令遵守等の取組として、「独立行政法	ともに、その徹底を図るためのモニタリ	
向上を図る措置を講	ニタリングの実施に	う、内部統制システ	動指針」を定め、指示し	人農業者年金基金公益通報者保護管理規程」を基金ホームペー	ング等を行ったことから、b評定とした。	
じるなど、内部統制シ	より、内部統制シス	ムの役職員への周知	周知を図っているか。	ジに掲載した。		

ステムの充実・強化に取り組む。	テムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。	また、理事を回り、理事を回り、理事を回り、理事を回り、理事を回り、理事を回り、理事を回り、事をののののでは、では、判断をでは、ののののでは、ののののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	行い、必要な指示、モニ タリングを行っている	3月8日開催)における取組状況の報告やリスク管理委員会(令和3年5月12日開催、令和4年3月8日開催)における業務運営	s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を		
	(2) コンプライアンス	り組みます。 (2) コンプライアンス	/ 主か宏景的投煙 /	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	h
	の推進	の推進		① コンプライアンス委員会を令和3年11月15日及び令和4年3		自己評価の「b」	~
	役職員の法令遵守	役職員の法令遵守		月8日に開催し、「令和3年度コンプライアンス推進計画」にお			
	及び業務の適正な執	及び業務の適正な執			ンプライアンス推進の取組状況を報告す		
	行等を図るため、外		・コンプライアンス委員				
	部の有識者を含むコ		会の開催、コンプライ		施した。		
	ンプライアンス委員		アンス研修の実施、コ		また、コンプライアンス推進の取組状		
	会を開催し、違反行			 ② コンプライアンス関係の研修については、「令和3年度研修実			
	為の原因究明及び再	に開催し、違反行為		施計画」において策定を図り、新型コロナウイルス感染症拡大			
	発防止等に関する審	の原因究明及び再発	N 20/1-15 - 1-1-2-10	防止に配慮しつつ、eラーニングにて令和4年1月に役員・管			
	議を行うとともに、	防止等に関する審議	<評価の視点>	理職職員と職員に分けてハラスメント関係の研修を実施した。	2		
	研修の実施等により			また令和3年12月から令和4年1月にかけて、全役職員を対象	(評定区分)		
	コンプライアンスを			に公務員倫理をテーマとした研修を実施した。	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	推進する。		っているか。コンプラ		上回る顕著な成果がある		
	また、コンプライア		イアンス研修を実施し		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	ンスに関する措置を		ているか。措置を講じ		上回る成果がある		
	講じた場合は、ホー	アンスに関する措置			b: 取組は十分である		
	ムページで公表す	を講じた場合は、ホ			c:取組はやや不十分であり、改善を		
	る。	ームページで公表し			要する		
	-	· • -				1	
		ます。			d:取組はやや不十分であり、抜本的		

(3) リスク管理の徹底	(3) リスク管理の徹底	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
業務実施の障害と	業務実施の障害と	_	令和3年5月12日に、基金役職員及び外部専門家をメンバーと	評定:b	自己評価の「b」評定が妥当である
なる要因をリスクと	なる要因をリスクと		する令和3年度上半期リスク管理委員会を開催し、令和3年度に	リスク管理行動計画に沿い、外部専門	と認められる。
して識別、分析及び	して識別、分析及び	<その他の指標>	おけるリスク管理行動計画の決定及び、令和4年から施行される	家の出席を得て、リスク管理委員会を開	
評価し、当該リスク	評価し、当該リスク	・リスク管理委員会の開	年金制度改正への懸念事項についての対処方針の取りまとめを行	催し、リスク管理マニュアルの見直し等	
への適切な対応を可	に対して適切に対応	催。	った。	を行うとともに、経営管理会議において	
能とするため、リス	するため、リスク管		令和3年7月及び11月に開催した経営管理会議において、リス	モニタリングを行ったことから、b評定と	
ク管理委員会を設置	理行動計画及びリス	<評価の視点>	ク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルによるリスク管理	した。	
し、リスク管理行動	ク管理マニュアル等	・リスク管理委員会を開	の状況のモニタリングを行った。		
計画やリスク管理マ	を策定し、リスク管	催し、リスク管理行動	令和4年3月8日に、令和3年度下半期リスク管理委員会を開	(評定区分)	
ニュアルの策定等に	理に努めるととも	計画やリスク管理チェ	催し、リスク対応方針に従ったリスク管理の実施状況、リスク管	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
関する調査・審議や	に、上半期と下半期	ックシート兼リスク管	理チェックシート兼リスク管理マニュアルでの評価及び対応等の	上回る顕著な成果がある	
リスク管理の状況に	に開催するリスク管	理マニュアル等を策定	報告・審議を行うとともに、令和4年度におけるリスク管理行動	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
ついてのモニタリン	理委員会において、	しているか。	計画を策定した。	上回る成果がある	
グを行うことによ	リスク管理の状況を			b:取組は十分である	
り、リスク管理を徹	モニタリングするな			c:取組はやや不十分であり、改善を	
底する。	どにより、リスク管			要する	
	理を徹底します。			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
				な改善を要する	
(4) 内部監査	(4) 内部監査	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
内部統制の充実・	内部統制の充実・	_	「令和3年度内部監査計画」を令和3年4月27日に策定した。	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である
強化に資するため、	強化に資するため、		同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を	内部監査規程に基づき内部監査年度計	と認められる。
毎年度策定する内部	内部監査年度計画に	<その他の指標>	監査することとしており、これに基づき令和4年2月に監査を実	画を作成し、その計画に従って内部監査	
監査年度計画(注)	重点監査項目を設定	_	施した。	を適切に実施したことから、b評定とし	
に重点監査項目を設	し、当該計画に従っ		また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き、	た。	
定し、当該計画に従	て基金の各業務につ	<評価の視点>	外部監査人による監査を実施した。		
って基金の各業務に	いてリスクアプロー	・内部監査を実施してい		(評定区分)	
ついて内部監査を実	チの手法を取り入れ	るか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
施する。	て内部監査を実施し			上回る顕著な成果がある	
(注) 内部監査計画及び	ます。			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
				上回る成果がある	
内部監査実施計画				1 7.40.1.1.03.7	
内部監査実施計画				b:取組は十分である	
内部監査実施計画				b: 取組は十分である c: 取組はやや不十分であり、改善を	
内部監査実施計画					
内部監査実施計画				c:取組はやや不十分であり、改善を	

1. 当事務及び事業に関する基本情報

- : 一 : 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Y		
第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の	の強化・徹底	
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最						当該年度までの累積値等、必要な情報
			終年度値等)						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己討	平価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
情報セキュリティ対	4 情報セキュリティ対	4 情報セキュリティ対			В	評定	В
策及び個人情報保護	策及び個人情報保護	策及び個人情報保護				3つの小項目の	全てがb評定で
の強化・徹底	の強化・徹底	の強化・徹底				り、農林水産省の語	平価基準に基づく
個人情報を狙ったサ						エイトを用いて算品	出した結果、「B」
イバー攻撃が高度化・						定。	
巧妙化する中、基金は						※2点(b) ×1/3×3	項目=2点
加入者・受給者等多く						1. 5点以上2. 5点未	未満 : B
の個人情報を保有し、	(1) 情報セキュリティ	(1) 情報セキュリティ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
また、マイナンバーを	対策の推進	対策の推進	_	① 令和2年度に実施されたIPAが定期的に行う情報セキュリテ	評定: b	自己評価の「b」	評定が妥当であ
活用した情報連携を	政府機関の情報セ	政府機関の情報セ		ィ監査において指摘を受けた、外付けHDD等外部記録媒体利用手	IPAが定期的に行う情報セキュリティ	と認められる。	
導入することから、個	キュリティ対策のた	キュリティ対策のた	<その他の指標>	順を定める情報システム利用実施手順書の一部改正案につい	監査の対応として、情報システム利用実		
人情報の漏えい防止	めの統一基準群を含	めの統一基準群を含	_	て、上半期の情報セキュリティ委員会(令和3年10月22日開催)	施手順書の改正を行った。		
に必要な措置など情	む政府機関における	む政府機関における		において審議し、令和3年10月29日に施行した。	また、情報セキュリティ委員会を開催		
報セキュリティ対策	一連の対策を踏ま	一連の対策を踏ま	<評価の視点>	また、下半期の情報セキュリティ委員会(令和4年3月28日	し、標的型メール訓練や情報セキュリテ		
及び個人情報保護(以	え、適宜、「独立行政	え、適宜、「独立行政	情報セキュリティポリ	開催)において、令和3年度の情報セキュリティ対策の実施状	ィインシデント対応訓練の結果を報告		
下「情報セキュリティ	法人農業者年金基金	法人農業者年金基金	シーの見直し等を行っ	況等について確認を行うとともに、情報セキュリティ対策推進	し、情報セキュリティ対策に関する具体		
対策等」という。)を	セキュリティポリシ	セキュリティポリシ	たか。	計画及び教育実施計画の改正について審議し、決定した。	的な取組状況を確認した。		
強化・徹底する。	一」の見直し等を行	ー」の見直し等を行	・情報セキュリティ委員		さらに、情報セキュリティインシデン		
	う。	います。	会を開催して、情報セ	② 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己	ト対応訓練では、農業者年金記録管理シ		
	情報セキュリティ	情報セキュリティ	キュリティ対策の実施	点検を令和3年12月6日に実施し、点検結果を分析し、評価の上、	ステムに起因するインシデントの対する		
	委員会を開催し、情	委員会を上半期と下	状況等についての点検	その内容をパソコン起動時の画面に表示(令和4年1月18日か	組織対応能力の強化を図る取組を行っ		
	報セキュリティ対策	半期に開催し、情報	を行っているか。	ら27日までの全8回)することにより、情報セキュリティ意識	た。		
	の実施状況について	セキュリティ対策の	CSIRTを構築し、サイバ	の向上を図った。	令和3年度に実施された情報セキュリ		
	の点検を行い、情報	実施状況についての	一攻撃に対する組織的		ティ監査による評価結果を踏まえた見直		
	セキュリティ対策を	点検を行い、情報セ	対応能力を強化したか。	③ 令和2年度に実施されたIPAが定期的に行う情報セキュリテ	しを行うこととしており、引き続きPDCA		

総合的に推進し、PDC	キュリティ対策を総		ィ監査におけるログ取得・管理に係る指摘等については、改善	サイクルによる情報セキュリティ対策の		
Aサイクルによる情	合的に推進し、PDCA		計画に基づき、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回して	改善に向けた取組を行うこととしたこと		
報セキュリティ対策	サイクルによる情報		いる。	から、b評定とした。		
の改善を図る。	セキュリティ対策の					
また、サイバー攻撃	改善を図ります。		④ 令和3年度内部監査実施計画に基づく情報セキュリティ監査	(評定区分)		
に対する組織的対応	また、基金CSIRTに		(外部監査)が令和3年11月18日に実施され、監査結果報告を	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
能力を強化するた	ついても、運用の点		踏まえ、必要に応じた情報セキュリティ関係規程の見直しを行	上回る顕著な成果がある		
め、基金内にCSIRTを	検を行い、サイバー		い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回している。	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
構築する。	攻撃等のインシデン			上回る成果がある		
	トに対する組織的対		⑤ CSIRTについて、情報セキュリティインシデント対応訓練を令	b:取組は十分である		
	応能力を強化しま		和3年12月に実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理シ	c:取組はやや不十分であり、改善を		
	す。		ステムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図っ			
	, ,		た。	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
			0	な改善を要する		
			⑥ 農業者年金記録管理システムの保守運用業者との会議(月1			
			回開催)について、CIO補佐官に参画いただき、情報セキュリテ			
			ィ対策等に係る助言を受け、その強化を図っている。			
			このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参			
			画、情報セキュリティ対策の実施手順書、情報システムの調達			
			仕様書等に対する支援・助言を受けている。			
(2)個人情報保護対策	(2)個人情報保護対策	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 l)
の推進	の推進	_	① 上半期(令和3年10月22日)及び下半期(令和4年3月28日)	評定: b	自己評価である「l	 」評定が妥当
個人情報保護管理	個人情報保護管理		の個人情報保護管理委員会においては、マイナンバー・機関別	個人情報保護管理委員会において、不	あると認められる。	
委員会を開催し、個	委員会を上半期と下	<その他の指標>	符号の取得及び税情報(農業所得額)の照会の状況、不適正な	適切なアクセスの監視状況及び個人番号		
人情報保護対策の総	半期に開催し、個人	_	アクセスの監視状況、保有個人情報等の点検状況、特定個人情	利用事務等の実施手順の遵守状況につい		
合的な検討、不適切	情報保護対策の総合		報保護評価書に記載したリスク対策の点検結果及び個人番号利	ての点検を行い、個人情報監査(外部監		
なアクセスの監視状	的な検討、不適切な	<評価の視点>	用事務等の実施手順の遵守状況等について確認を行った。	査) 結果による関係規程の見直しを図る		
況及び個人番号利用 記入び個人番号利用	アクセスの監視状況	・個人情報保護管理委員		こととしており、PDCAサイクルによる個		
事務等の実施手順の	及び個人番号利用事	会を開催し、個人情報	② 個人情報監査(外部監査)が令和3年11月に実施され、監査	 人情報保護対策の改善に向けた取組を行		
遵守状況についての	務等の実施手順の遵	保護対策の実施状況等	結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCAサイクル	った。		
点検を行い、PDCAサ	守状況についての点	についての点検を行っ	による個人情報保護対策の改善に向けた取組を行うこととし	また、特定個人情報保護評価書に記載		
イクルによる個人情	検を行い、PDCAサイ	ているか。	た。	したリスク対策の点検を行い、法令が求		
報保護対策の改善を	クルによる個人情報			める対応にも適切に取り組んだ。		
図る。	保護対策の改善を図		③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、			
また、行政手続にお			毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和4年3			
ける特定の個人を識	また、行政手続にお		月に実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告			
別するための番号の	ける特定の個人を識		した。	これらのことから、b 評定とした。		
利用等に関する法律	別するための番号の					
			④ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者に	(評定区分)		
利用等に関する法律 に基づき、特定個人 情報保護評価書に記	別するための番号の 利用等に関する法律 に基づき、特定個人		④ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、	(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を		

_			1	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	を適切に実施すると	載したリスク対策等		連する業務を適切に遂行した。	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	ともに、必要に応じ	を適切に実施すると			上回る成果がある	
	た見直しを行う。	ともに、必要に応じ		⑤ 令和3年7月に行われた個人情報保護委員会による立入検		
	そのほか、CIO補佐	た見直しを行いま		査における、特定個人情報を取扱う住基連携システムのログ管		
	官からのアドバイス	す。		理の検証、確認の正確かつ確実な実施に係る指摘については、	要する	
	や第三者による外部	そのほか、CIO補佐		これを是正するため、ログ検証(報告書の作成)や部内における		
	監査を取り入れつ	官からのアドバイス		確実な確認に係る手順の整理等を行い、当該作業を正確かつ確	な改善を要する	
	つ、理事長のリーダ	や第三者による外部		実に実施できるよう措置した。		
	ーシップの下、基金	監査を取り入れつ				
	が多くの個人情報を	つ、理事長のリーダ				
	取り扱う機関である	ーシップの下、下記				
	との認識を全役職員	研修等を通じて認識				
	において共有し、基	を共有し、保有個人				
	金一体となって、保	情報に関連する業務				
	有個人情報に関連す	を適切に遂行しま				
	る業務を適切に遂行	す。				
	する。	() 				
	(3) 研修等の実施	(3) 研修等の実施	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		評定 b
	役職員を対象に、	役職員を対象に、	_	① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報		自己評価の「b」が妥当であると記
	情報セキュリティ対	情報セキュリティ対		保護関係の研修を令和3年4月に実施した。	情報セキュリティ対策等に関する全役	められる。
	策等に関する研修、	策等に関する研修、	<その他の指標>		職員等の意識を高めて法令・規程等の遵	
	標的型攻撃メールに	標的型攻撃メールに		② 情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、		
	対する訓練を実施	対する訓練等を実施		全役職員を対象とした研修を情報セキュリティ対策については		
	し、情報セキュリテ	し、情報セキュリテ		令和3年10月から11月にかけて、個人情報保護対策については	した。	
	ィ対策等に関する役		・情報セキュリティ対策		(
	職員の意識を高めて	職員の意識を高めて			(評定区分)	
	法令・規定等の遵守	法令・規定等の遵守		③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、全役職員		
	を徹底する。	を徹底します。	る訓練を実施したか。	等を対象とした総務省主催のeラーニングによる研修を令和		
		また、人事異動によ		4年2月から3月にかけて実施した。	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		る新任者に対して			上回る成果がある	
		は、転入後速やかに		④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象と		
		同様の研修を行いま		して令和3年12月に実施した。	c:取組はやや不十分であり、改善を	
		す。			要する	
				⑤ 標的型メール攻撃訓練については、令和3年8月から11月に		
				かけて実施した。	な改善を要する	
				また、その結果については、役職員への報告会にて周知する		
				とともに、令和4年3月の情報セキュリティ委員会に報告した。		
				⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練については、CSIRT関		
				係役職員を対象として令和3年12月に実施し、その結果を令和		
				4年3月の情報セキュリティ委員会に報告した。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-5 情報公開の推進 当該項目の重要度、難易度 ー 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0 1 0 5

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最						当該年度までの累積値等、必要な情報
		終年度値等)						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3 情報公開の推進	5 情報公開の推進	5 情報公開の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
公正な法人運営を実	公正な法人運営を実	公正な法人運営を実	_	・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準(令和2年	評定: B	自己評価の「B」評定が妥当で	
施し、法人に対する国	施し、法人に対する国	施し、法人に対する国		度)	役員の報酬等及び職員の給与水準等に	と認められる。	
民の信頼を確保する	民の信頼を確保する	民の信頼を確保する	<その他の指標>	・第4期中期目標期間(平成30~令和4年度)に係る事業計画	ついて、基金ホームページで情報公開を		
観点から、独立行政法	観点から、独立行政法	観点から、独立行政法	・独立行政法人等の保有	(令和3年度計画)	行ったことから、B評定とした。		
人等の保有する情報	人等の保有する情報	人等の保有する情報	する情報の公開に関す	· 資産保有状況(令和2年度)			
の公開に関する法律	の公開に関する法律	の公開に関する法律	る法律(平成13年法律第	等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。	(評定区分)		
(平成13年法律第140	(平成13年法律第140	(平成13年法律第140	140号)等に基づく適切		S:取組は十分であり、かつ、目標を		
号)等に基づき、適切	号)等に基づき、役員	号) 等に基づき、役員	な情報公開。		上回る顕著な成果がある		
に情報公開を行う。	の報酬等及び職員の	の報酬等及び職員の			A:取組は十分であり、かつ、目標を		
	給与水準、事業計画、	給与水準、事業計画、	<評価の視点>		上回る成果がある		
	資産保有情報等につ	資産保有情報等につ	・独立行政法人等の保有		B:取組は十分である		
	いて、ホームページ等	いて、ホームページ等	する情報の公開に関す		C:取組はやや不十分であり、改善を		
	で適切に情報公開を	で適切に情報公開を	る法律(平成13年法律第		要する		
	行う。	行います。	140号)等に基づき、役		D:取組はやや不十分であり、抜本的		
			員の報酬等及び職員の		な改善を要する		
			給与水準、事業計画、資				
			産保有情報等について、				
			ホームページ等で適切				
			に情報公開しているか。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1. ヨ事務及び事業に関する基本情報			
第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0105	

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

					-	
各事業年度の業務に		- 美務実績、年度評価に	係る自己評価及び主	務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	上評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 業務運営能力の向上	6 業務運営能力の向上	6 業務運営能力の向上			В	評定 B
等	等	等				2つの小項目の全てが b 評定て
						り、農林水産省の評価基準に基づく
						エイトを用いて算出した結果、「B」
						定。
						※2点(b) ×1/2×2項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
農業者年金制度の	ア 農業者年金基金	ア 農業者年金基金	_	ア 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を登	新定: b	自己評価の「b」評定が妥当で
適切な実施を図るた	職員	職員		定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員につ	ア 研修実施計画を策定の上、新任者	と認められる。
めには、基金の職員	基金職員のうち	基金職員のうち	<その他の指標>	いては、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和2年	平 研修等を行い、研修終了後に理解度	
のみならず、業務受	新任職員について	新任職員について	・新任者研修、専門研修の	4月に実施し、令和2年12月には拡充研修を実施した。	テストを実施するとともに、民間研	なお、業務実績の項の<主要な業
託機関の農業者年金	は、年金業務全般	は、年金業務全般	実施、民間研修の活用。	なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解	解 修も活用した。	実績>のアの記載について、誤りた
担当者の業務運営能	についての知識の	についての知識の	・理解度テストの実施。	度テストを実施した。		ることが判明したことから、法人に
力の向上を図る必要	習得を図るため、	習得を図るため、	・研修等の実施計画の策		イ 新型コロナウイルス感染症緊急事	認の上、それぞれ次のとおり読み
がある。	初任者研修を毎年	初任者研修を原則	定。	イ 例年5月に、東京に一堂に会して開催している都道府県段	態宣言等が発出される中、3ブロッ	て、評価を行った。
このため、基金及び	度原則2回実施す	2回実施します。	・職員の専門資格取得支	の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修、及び例年6月	クに分けて3日間Web方式により工	・主要な業務実績欄のアにおいて、
業務受託機関におい	る。	年金資産の運用	援。	に同じく東京で開催している専門研修会については、新型コロ	夫して業務受託機関の担当者を対	和2年度研修実施計画」は「令和3
て農業者年金に携わ	年金資産の運用	等の専門的知識を		ナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出されている状況を踏る	象とする新任研修及び専門研修会	度研修実施計画」に、「令和2年4
る職員等を対象とし	等の専門的知識を	必要とする業務に	<評価の視点>	えて、5月に3ブロックに分けて3日間Web方式により、両研修	を合わせて開催するなど業務受託	月」は「令和3年4月」に、「令和2
た研修を実施すると	必要とする業務に	携わる職員につい	ア新任者研修、専門研修	を合わせて開催した。	機関担当者の研修の充実に努めた。	12月には拡充研修を実施した」は
ともに、運用等の専	携わる職員につい	ては、当該業務に	を実施し、民間研修も活	また、令和4年に施行される制度改正(現中期目標期間当初に	さらに、令和4年の制度改正に向	和4年1月と3月に資金運用に関す
門的知識を必要とす	ては、当該業務に	係る分野に特化し	用しているか。	予定無し)に向けて、コロナ禍に対応しつつ9月に3ブロック	け、能力向上を着実に図れるようコ	研修を実施した」に読み替えた。
る業務に携わる職員	係る分野に特化し	た専門研修を実施	理解度テストを実施	に分けてWeb方式により「農業者年金制度改正説明会」を開催(9 ロナ禍に対応しつつ新たに学習の	
については、当該業	た専門研修を実施	します。その際、	しているか。	月3日、6日、7日)する等、業務受託機関における制度改正	E 場を設ける等、着実に取り組んだ。	

							i
務に係る分野に特化	する。その際、必			内容を含めて能力向上を図るように取り組んだ。	これらのことから、b評定とした。		
した専門研修を実施	要に応じて民間等	等の機関が主催す					
する。	の機関が主催する	る研修を活用しま	職員の専門資格取得		(評定区分)		
	研修を活用する。	す。	支援を実施しているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
	なお、研修終了後		イ 年度当初に都道府県		上回る顕著な成果がある		
	に理解度テストを	に理解度テストを	段階の業務受託機関の		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	実施する。	実施します。	新任担当者を対象とす		上回る成果がある		
	また、その他の	また、その他の			b:取組は十分である		
	研修及び職員の専	研修及び職員の専	上半期に都道府県段階		c:取組はやや不十分であり、改善を		
	門資格取得支援を	門資格取得支援を	の業務受託機関の担当		要する		
	含め、研修等の実	含め、研修等の実	者を対象とする専門研		d: 取組はやや不十分であり、抜本的		
	施計画を策定し、	施計画を策定し、	修会を開催したか。		な改善を要する		
	計画的に職員の能	計画的に職員の能					
	力向上を図る。	力向上を図りま					
	イ 業務受託機関担	す。					
	当者	イ 業務受託機関担					
	業務受託機関の	当者					
	農業者年金担当者	年度当初に都道					
	の制度への理解及	府県段階の業務受					
	び事務処理能力の	託機関の新任担当					
	向上を図るため、	者を対象とする研					
	毎年度、業務受託	修会を、また、年					
	機関の農業者年金	度上半期に都道府					
	担当者等を対象と	県段階の業務受託					
	した研修を実施す	機関の担当者を対					
	る。	象とする専門研修					
		会を開催します。					
(2) 委託業務の質の向	(2) 委託業務の質の向	(2) 委託業務の質の向	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
上	上	上	_	ア 業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当 [*]	である
業務受託機関を対	業務受託機関を対	業務受託機関を対		を対象とする考査指導については、「令和3年度考査指導実施計	定例考査指導については、令和3年度	と認められる。	
象とした考査指導	象とした考査指導に	象とした考査指導に	<その他の指標>	画」(令和3年4月21日策定)に基づき、都道府県段階の業務受	考査指導実施計画に従い左記のとおり計		
は、委託業務の運営	ついては、委託業務	ついては、考査指導	・考査指導の効果の浸透。	託機関と協議の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点	画的・効率的に実施したことから、b評		
の効率性などを把握	が適正に行われるよ	実施計画を6月まで		から、従来の実地による方式及び電話を利用した同時通話方式	定とした。		
する上で有用であ	う、以下の取組を実	に策定し、委託業務	<評価の視点>	により考査指導を行うこととし、令和3年6月から12月にかけ			
り、委託業務が適正	施する。	が適正に行われるよ	考査指導実施計画に従	て効率的かつ計画的に実施した。			
に行われるよう引き	ア 中期計画期間に	う、以下の取組を実	って、業務受託機関に		(評定区分)		
続き実施することと	おける考査指導の	施します。	対して計画的・効率的		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
する。	対象については、	ア 考査指導実施計	に考査指導を実施した		上回る顕著な成果がある		
考査指導に当たっ	加入者・受給者が	画に従って、市町	か。		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
ては、加入者・受給	多く、指導の必要	村段階の業務受託	・考査指導の効果の浸透		上回る成果がある		
者が多く、指導の必	性や効果が高い業	機関に対して計画	を図っているか。		b:取組は十分である		

要性や効果が高い地	務受託機関に重点	的・効率的に考査	【考査指導実施業務受託機関数】 c:取組はやや不十分であり、改善を
域に重点化するな	を置いて選定し、	指導を実施しま	農 業 会 議 17 機関 要する
ど、効率的かつ計画	計画的に考査指導	す。	J A 中 央 会 17 機関 d:取組はやや不十分であり、抜本的
的に実施するととも	を実施する。	考査指導におい	農業委員会 118 機関 な改善を要する
に、把握した事例や	イ 考査指導により	ては、業務受託機	農業協同組合 44 機関
注意すべき課題等に	把握した事例や注	関における事務処	総 数 196 機関
ついて、研修会等を	意すべき課題等に	理の実施状況を確	
通じて周知徹底する	ついて、担当者会	認し、確認結果を	イ 前年度の考査指導結果等については、令和3年5月に都道府
など、その効果の浸	議や研修会等を通	踏まえて事務処理	県段階の業務受託機関に配布するとともに、基金ホームページ
透に努める。	じて周知徹底する	の質的向上に向け	に掲載し、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を通
	など、考査指導の	た指導を行いま	じ、農業委員会及びJAに対して業務処理の改善に向けて周知徹
	効果の浸透を図	す。	底するなど、考査指導結果の浸透を図った。
	る。	イ 前年度の考査指	なお、考査指導時においても、前年度の考査指導結果等の浸
		導により把握した	透を図った。
		事例、注意すべき	
		課題等について、	
		担当者会議や研修	
		会等を通じて周知	
		徹底するなど、考	
		査指導の効果の浸	
		透を図ります。	

別 紙

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

令和3年度予算

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	135	0	0	135	181	315
運営費交付金	2,968	105	741	3,814	716	4,529
国庫補助金	1,007	0	0	1,007	0	1,007
国庫負担金	116,614	0	0	116,614	0	116,614
借入金	51,645	0	0	51,645	0	51,645
保険料収入	14,984	0	0	14,984	0	14,984
運用収入	0	1,908	0	1,908	0	1,908
貸付金利息	1	0	0	1	0	1
農地売渡代金等収入	15	0	0	15	0	15
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
支出						
業務経費	80,316	0	699	81,015	0	81,015
うち 農業者年金事業給付費	6,400	0	0	6,400	0	6,400
旧年金等給付費	72,333	0	0	72,333	0	72,333
還付金	270	0	0	270	0	270
長期借入関係経費	23	0	0	23	0	23
その他の業務経費	1,290	0	699	1,989	0	1,989
借入償還金	95,900	0	0	95,900	0	95,900
一般管理費	1,480	23	17	1,520	430	1,950
人件費	332	82	25	439	466	906
計	178,029	105	741	178,875	896	179,771

[人件費の見積り]

期間中総額722百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する 範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基 金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を 生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給 権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を 限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場 合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比し て増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和3年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

-													T : [17]
	初	t保険者経 理	#	受	经給権者経 理	#		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	9	43	52
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	471	30	203	704	704	133	837
国庫補助金	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用収入	0	54	54	0	57	57	0	0	0	0	111	0	111
特例付加年金被保険者経理 より受入	0	0	0	505	0	505	0	0	0	0	505	0	505
農業者老齢年金等勘定より 受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,007	54	1,061	505	57	563	480	30	203	713	2,337	177	2,513
支出													
業務経費	505	0	505	213	0	213	62	0	191	253	971	0	971
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	213	0	213	0	0	0	0	213	0	213
特例付加年金受給権者 経理へ繰入	505	0	505	0	0	0	0	0	0	0	505	0	505
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	62	0	191	253	253	0	253
一般管理費	0	0	0	0	0	0	366	7	5	377	377	106	483
人件費	0	0	0	0	0	0	52	24	7	83	83	70	153
計	505	0	505	213	0	213	480	30	203	713	1,431	177	1,608

農業者老齢年金等勘定

												171	1:日刀门)
	初	保険者経 理	里	曼	经給権者経 理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	42	0	0	42	42	19	61
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	1,175	75	538	1,788	1,788	293	2,081
保険料収入	14,984	0	14,984	0	0	0	0	0	0	0	14,984	0	14,984
運用収入	0	339	339	0	1,459	1,459	0	0	0	0	1,797	0	1,797
農業者老齢年金被保険者経 理より受入	0	0	0	13,119	0	13,119	0	0	0	0	13,119	0	13,119
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,984	339	15,323	13,119	1,459	14,578	1,217	75	538	1,830	31,731	312	32,043
支出													
業務経費	14,233	0	14,233	5,340	0	5,340	188	0	509	696	20,270	0	20,270
うち 農業者年金事業給付費	847	0	847	5,340	0	5,340	0	0	0	0	6,187	0	6,187
還付金	267	0	267	0	0	0	0	0	0	0	267	0	267
農業者老齢年金受給権 者経理へ繰入	13,119	0	13,119	0	0	0	0	0	0	0	13,119	0	13,119
特例付加年金勘定へ繰 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	188	0	509	696	696	0	696
一般管理費	0	0	0	0	0	0	900	16	12	928	928	142	1,071
人件費	0	0	0	0	0	0	130	59	18	206	206	169	375
計	14,233	0	14,233	5,340	0	5,340	1,217	75	538	1,830	21,404	312	21,715

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
[조 개	農業者年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		āl	法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	60	60	106	166
運営費交付金	0	1,300	1,300	268	1,568
国庫負担金	116,614	0	116,614	0	116,614
借入金	51,645	0	51,645	0	51,645
諸収入	0	0	0	0	0
計	168,259	1,360	169,619	374	169,993
支出					
業務経費	72,359	1,008	73,367	0	73,367
うち 旧年金等給付費	72,333	0	72,333	0	72,333
還付金	2	0	2	0	2
長期借入関係経費	23	0	23	0	23
その他の業務経費	0	1,008	1,008	0	1,008
借入償還金	95,900	0	95,900	0	95,900
一般管理費	0	213	213	161	374
人件費	0	138	138	213	351
計	168,259	1,360	169,619	374	169,993

農地売買貸借等勘定

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	23	13	36
運営費交付金	22	21	43
貸付金利息	1	0	1
農地売渡代金等収入	15	0	15
諸収入	0	0	0
計	61	34	95
支出			
業務経費	32	0	32
うちその他の業務経費	32	0	32
一般管理費	1	21	21
人件費	12	13	26
計	45	34	79

					(平)	正:白万円)
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	91,568	5,883	741	98,192	905	99,096
経常費用	91,341	5,883	741	97,966	905	98,870
人件費	332	82	25	439	466	906
業務費	80,093	47	699	80,838	0	80,838
一般管理費	1,480	23	17	1,520	430	1,950
減価償却費	121	0	0	121	8	129
給付準備金繰入	9,316	5,732	0	15,047	0	15,047
財務費用	226	0	0	226	0	226
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	91,547	5,883	741	98,172	905	99,076
運営費交付金収益	3,102	105	741	3,948	896	4,845
国庫補助金収入	1,007	0	0	1,007	0	1,007
国庫負担金収入	20,714	0	0	20,714	0	20,714
財源措置予定額収益	51,645	0	0	51,645	0	51,645
保険料収入	14,978	0	0	14,978	0	14,978
運用収入	0	5,778	0	5,778	0	5,778
貸付金利息収入	1	0	0	1	0	1
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	100	0	0	100	8	108
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△20	0	0	△20	0	△20
目的積立金取崩額	21	0	0	21	0	21
総利益	1	0	0	1	0	1
					_	

令和3年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	发保険者経 理	里	Ē	を給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	502	582	1,085	505	59	564	501	30	203	734	2,383	178	2,561
経常費用	502	582	1,085	505	59	564	501	30	203	734	2,383	178	2,561
人件費	0	0	0	0	0	0	52	24	7	83	83	70	153
業務費	0	6	6	213	0	213	62	0	191	253	473	0	473
一般管理費	0	0	0	0	0	0	366	7	5	377	377	106	483
減価償却費	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	21	1	23
給付準備金繰入	502	576	1,078	292	59	351	0	0	0	0	1,429	0	1,429
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1,007	582	1,590	0	59	59	501	30	203	734	2,383	178	2,561
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	480	30	203	713	713	177	890
国庫補助金収入	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用収入	0	582	582	0	59	59	0	0	0	0	641	0	641
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	21	1	23
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	505	0	505	△505	0	△505	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	505	0	505	△505	0	△505	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

												(里1:	<u>I:白万円)</u>
	初	埃保険者経 理	里	受	经給権者経 理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	1,859	3,680	5,539	13,119	1,457	14,576	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
経常費用	1,859	3,680	5,539	13,119	1,457	14,576	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
人件費	0	0	0	0	0	0	130	59	18	206	206	169	375
業務費	1,117	40	1,157	5,340	0	5,340	188	0	509	696	7,193	0	7,193
一般管理費	0	0	0	0	0	0	900	16	12	928	928	142	1,071
減価償却費	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38	38	4	42
給付準備金繰入	742	3,639	4,382	7,779	1,457	9,236	0	0	0	0	13,618	0	13,618
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,978	3,680	18,658	0	1,457	1,457	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,217	75	538	1,830	1,830	312	2,142
保険料収入	14,978	0	14,978	0	0	0	0	0	0	0	14,978	0	14,978
運用収入	0	3,680	3,680	0	1,457	1,457	0	0	0	0	5,137	0	5,137
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38	38	4	42
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	13,119	0	13,119	△13,119	0	△13,119	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	13,119	0	13,119	△13,119	0	△13,119	0	0	0	0	0	0	0

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計	
لار کا	農業者年 金事業	農業者年 金事業	āl	法人共通		
費用の部	72,359	1,417	73,777	377	74,154	
経常費用	72,133	1,417	73,550	377	73,927	
人件費	0	138	138	213	351	
業務費	72,133	1,008	73,141	0	73,141	
一般管理費	0	213	213	161	374	
減価償却費	0	58	58	3	61	
財務費用	226	0	226	0	226	
臨時損失	0	0	0	0	0	
収益の部	72,359	1,396	73,755	377	74,132	
運営費交付金収益	0	1,360	1,360	374	1,734	
国庫負担金収入	20,714	0	20,714	0	20,714	
財源措置予定額収益	51,645	0	51,645	0	51,645	
その他の収入	0	0	0	0	0	
資産見返運営費交付金戻入	0	37	37	3	40	
臨時利益	0	0	0	0	0	
純利益	0	△21	△21	0	△21	
目的積立金取崩額	0	21	21	0	21	
総利益	0	0	0	0	0	

農地売買貸借等勘定

		(+1	<u> </u>
区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	49	34	83
経常費用	49	34	83
人件費	12	13	26
業務費	32	0	32
一般管理費	1	21	21
減価償却費	4	0	4
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	50	34	84
運営費交付金収益	45	34	79
貸付金利息収入	1	0	1
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	4	0	4
臨時利益	0	0	0
純利益	1	0	1
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	1	0	1

総 括

E	農業者年	年金資産	制度の普	=1		4:日万円)
区別	金事業	の運用	及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
業務活動による支出	82,129	105	741	82,975	896	83,871
投資活動による支出	9,324	1,908	0	11,233	0	11,233
財務活動による支出	95,900	0	0	95,900	0	95,900
翌年度への繰越金	16	0	0	16	0	16
資金収入	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
業務活動による収入	135,589	2,013	741	138,344	716	139,059
運営費交付金による収入	2,968	105	741	3,814	716	4,529
補助金等による収入	117,622	0	0	117,622	0	117,622
保険料収入	14,984	0	0	14,984	0	14,984
運用による収入	0	1,908	0	1,908	0	1,908
農地売渡代金等収入	15	0	0	15	0	15
貸付金利息収入	1	0	0	1	0	1
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	51,645	0	0	51,645	0	51,645
借入金による収入	51,645	0	0	51,645	0	51,645
前年度よりの繰越金	135	0	0	135	181	315

令和3年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	は保険者経 理	里	2	そ 給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業		制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	502	54	556	505	57	563	480	30	203	713	1,832	177	2,008
業務活動による支出	0	0	0	213	0	213	480	30	203	713	926	177	1,103
投資活動による支出	502	54	556	292	57	349	0	0	0	0	905	0	905
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,007	54	1,061	0	57	57	480	30	203	713	1,832	177	2,008
業務活動による収入	1,007	54	1,061	0	57	57	471	30	203	704	1,823	133	1,956
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	471	30	203	704	704	133	837
補助金等による収入	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用による収入	0	54	54	0	57	57	0	0	0	0	111	0	111
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	9	43	52

農業者老齢年金等勘定

1												(単1	<u>1:百万円)</u>
	衤	皮保険者経 ³	里	ラ	经給権者経 理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	1,865	339	2,203	13,119	1,459	14,578	1,217	75	538	1,830	18,612	312	18,923
業務活動による支出	1,114	0	1,114	5,340	0	5,340	1,217	75	538	1,830	8,284	312	8,596
投資活動による支出	751	339	1,089	7,779	1,459	9,238	0	0	0	0	10,327	0	10,327
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,984	339	15,323	0	1,459	1,459	1,217	75	538	1,830	18,612	312	18,924
業務活動による収入	14,984	339	15,323	0	1,459	1,459	1,175	75	538	1,788	18,569	293	18,862
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	1,175	75	538	1,788	1,788	293	2,081
保険料収入	14,984	0	14,984	0	0	0	0	0	0	0	14,984	0	14,984
運用による収入	0	339	339	0	1,459	1,459	0	0	0	0	1,797	0	1,797
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	42	0	0	42	42	19	61
								ı	1				

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	스탠
لا كا	農業者年 金事業	農業者年 金事業	āl	法人共通	合計
資金支出	168,259	1,360	169,619	374	169,993
業務活動による支出	72,359	1,360	73,719	374	74,093
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	95,900	0	95,900	0	95,900
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	168,259	1,360	169,619	374	169,993
業務活動による収入	116,614	1,300	117,914	268	118,182
運営費交付金による収入	0	1,300	1,300	268	1,568
補助金等による収入	116,614	0	116,614	0	116,614
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	51,645	0	51,645	0	51,645
借入金による収入	51,645	0	51,645	0	51,645
前年度よりの繰越金	0	60	60	106	166

農地売買貸借等勘定

		(+1	<u> </u>
区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	61	34	95
業務活動による支出	45	34	79
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	16	0	16
資金収入	61	34	95
業務活動による収入	38	21	59
運営費交付金による収入	22	21	43
農地売渡代金等収入	15	0	15
貸付金利息収入	1	0	1
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	23	13	36